平成18年版

法人税申告書の記載の手引

国　　税　　庁

オンラインでらくらく
e-Tax
国税電子申告・納税システム

詳しい情報は
http://www.e-tax.nta.go.jp
をご覧ください。

目　　次

1　記載の順序 …… 1

2　各表の記載の仕方 …… 2

別表一(一)　「普通法人（特定の医療法人を除く。）及び人格のない社団等の分」の申告書 …… 2

旧別表二　同族会社の判定に関する明細書 …… 7

別表二　同族会社等の判定に関する明細書 …… 8

別表三(一)　特定同族会社の留保金額に対する税額の計算等に関する明細書 …… 11

別表四　所得の金額の計算に関する明細書 …… 16

別表五(一)　利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書 …… 20

会社法適用初年度の別表四及び別表五(一)の記載例 …… 26

別表五(一)付表　種類資本金額の計算に関する明細書 …… 30

別表五(二)　租税公課の納付状況等に関する明細書 …… 32

別表六(一)　所得税額の控除及びみなし配当金額の一部の控除に関する明細書 …… 35

別表七(一)　欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書 …… 38

別表八　受取配当等の益金不算入に関する明細書 …… 42

別表十一(一)　個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書 …… 47

別表十一(一の二)　一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書 …… 49

別表十一(三)　退職給与引当金の益金算入に関する明細書 …… 54

別表十四(一)　特殊支配同族会社の判定等及び業務主宰役員給与の損金不算入額の計算に関する明細書 …… 58

別表十四(一)付表　特殊支配同族会社の前三年基準所得金額の計算に関する明細書 …… 62

別表十四(二)　寄附金の損金算入に関する明細書 …… 65

別表十五　交際費等の損金算入に関する明細書 …… 68

別表十六(一)　定額法又はリース期間定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書 …… 69

別表十六(二)　定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書 …… 78

別表十六(五)　繰延資産の償却額の計算に関する明細書 …… 81

別表十六(六)　少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書 …… 85

別表十六(七)　一括償却資産の損金算入に関する明細書 …… 87

別表十六(八)　特別償却準備金の損金算入に関する明細書 …… 89

別表十八　法第七十一条第一項の規定による予定申告書 …… 91

この手引で用いている略語は、次のとおりです。

法……法人税法（昭 40 法律第 34 号）
令……法人税法施行令（昭 40 政令第 97 号）
規　則……法人税法施行規則（昭 40 大蔵省令第 12 号）
措置法……租税特別措置法（昭 32 法律第 26 号）
措置法令……租税特別措置法施行令（昭 32 政令第 43 号）
措置法規則……租税特別措置法施行規則（昭 32 大蔵省令第 15 号）
耐用年数省令……減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭 40 大蔵省令第 15 号）
震災特例法……阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平 7 法律第 11 号）
震災特例法令……阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平 7 政令第 29 号）
中小企業新事業活動促進法……中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平 11 法律第 18 号）
旧中小企業経営革新支援法……中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平 17 法律第 30 号）による改正前の中小企業経営革新支援法
旧沖縄振興特別措置法……中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平 17 法律第 30 号）附則第 25 条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法

㈱　この手引は、平成 18 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税申告書別表に対応しています。

1　記載の順序

申告書用紙の左上部の①や②の表示は、次のことを意味しています。

①……他の表に関係なく記載することができる表で、その結果を別表四の「加算」又は「減算」の各欄へ移記するものを示します。

②……別表四の「仮計 22」の記載を了した後記載する表で、その結果を別表四の「23」から「27」までの各欄へ移記するものを示します。

③……別表四の「合計 28」の記載を了した後記載する表で、その結果を別表四の「29」の欄へ移記するものを示します。

④……別表四の「総計 30」の記載を了した後記載する表で、その結果を別表四の「31」から「35」までの各欄へ移記するものを示します。

なお、この表示のない表は、他の関係のある表の記載が済むまでその一部を記載したままにしておき、その関係のある他の表の記載が了した後、残りの部分を記載することとなる表及び申告書を作成するに当たって重要な表となっているものです。

申告書の記載は別表四を中心としておおむね上記①から④までの順に記載することとなります。ただし、同じ①と表示されたものの間では特に順序はありませんが、減価償却資産について圧縮記帳の適用を受ける場合には、その圧縮限度超過額は償却費として損金経理をしたものとして取り扱われますので、別表十三(一)～別表十三(十二)の圧縮記帳に関する明細書を別表十六(一)等の償却額の計算に関する明細書より先に記載する必要があります。

2　各表の記載の仕方

別表一(一)　「普通法人(特定の医療法人を除く。)及び人格のない社団等の分」の申告書

1　この表の用途

この表は、普通法人及び人格のない社団等が、確定申告又は仮決算による中間申告をする場合に使用します。

ただし、措置法第 67 条の 2 第 1 項《特定の医療法人の法人税率の特例》の規定により承認を受けた医療法人が確定申告又は仮決算による中間申告をする場合には、別表一(三)の申告書を使用してください。

2　各欄の記載要領

⑴　一般の場合

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「法人名」及び「代表者自署押印」		必ずフリガナを付けてください。この場合、正本には必ず代表者が自署押印してください。
「同非区分」	⑴　当期が平成 18 年 4 月 1 日前に開始した事業年度である場合には、旧別表二の「判定結果 6 」で判定した区分を○で囲んで表示します。 ⑵　当期が平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度である場合には、別表二の「判定結果 18」で判定した区分を○で囲んで表示します。	
「旧納税地及び旧法人名等」	当期中に納税地若しくは法人名に異動があった場合又は合併法人が被合併法人の最後事業年度の申告をする場合には旧納税地又は旧法人名（被合併法人名）を、本店又は主たる事務所の所在地と納税地とが異なる場合には本店又は主たる事務所の所在地を記載するなど参考となる事項を記載します。	
「※税務署処理欄」	原則として記載する必要はありません。 ただし、「売上金額」欄については、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別損益を除きます。）を 100 万円単位（100 万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。	売上金額は、消費税の事業者免税点の参考となり、また税務署における事務の効率化にもつながることから、記載をお願いしています。
別表等送付要否　要　○　否　○	税務署から送付する用紙以外の用紙を使用しているため、翌事業年度以降、別表セット及び勘定科目内訳明細書の送付が不要な場合は、「否」欄に○をします。 現在、「送付不要」としている法人が、翌事業年度以降、別表セット等の送付が必要となった場合は、「要」欄に○をしてください。	
税理士法第 30 条の書面提出有　○　税理士法第 33 条の 2 の書面提出有　○	税理士法第 30 条《税務代理の権限の明示》又は第 33 条の 2 《計算事項、審査事項等を記載した書面の添付》に規定する書面を申告書に添付する場合には、該当する欄に○をしてください。	

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「事業年度分の　　申告書」	空欄には、確定申告書と中間申告書との区分に応じてそれぞれ「確定」又は「中間」と記載します。 なお、期限後申告書である場合には、「期限後確定」と記載してください。	この申告が中間申告書である場合には、更に、「中間申告の場合の計算期間　平成　年　月　日　平成　年　月　日」にその計算期間を記載してください。
「リース特別控除取戻税額 5」	当期が、法第 4 条の 5 第 1 項《連結納税の承認の取消し等》の規定により法第4条の2《連結納税義務者》の承認を取り消された日の前日の属する事業年度で、次に掲げる規定の適用により当期の法人税額に加算することとされる金額がある場合には、その金額についてもこの欄に記載してください。 ① 措置法第 42 条の 4 第 10 項《連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額》 ② 措置法第 42 条の 5 第 5 項《連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー需給構造改革推進設備等に係る法人税額》 ③ 措置法第 42 条の 6 第 7 項《連結納税の承認を取り消された場合の中小企業者等の機械等に係る法人税額》 ④ 措置法第 42 条の 7 第 7 項《連結納税の承認を取り消された場合の事業基盤強化設備に係る法人税額》 ⑤ 措置法第 42 条の 9 第 4 項《連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定地域における工業用機械等に係る法人税額》 ⑥ 措置法第 42 条の 10 第 7 項《連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定中小企業者の経営革新設備等に係る法人税額》 ⑦ 措置法第 42 条の 11 第 7 項《連結納税の承認を取り消された場合の情報基盤強化設備等に係る法人税額》 ⑧ 平成 18 年改正法附則第 106 条《情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成 18 年改正前の措置法第 42 条の 11 第 12 項《連結納税の承認を取り消された場合の情報通信機器等に係る法人税額》	この場合、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
「法人税額計 10」	措置法第 62 条第 1 項に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、使途秘匿金の支出の額の 40%相当額をこの欄の上段に外書として、記載します。	この場合、「控除税額 12」及び「差引所得に対する法人税額 13」の欄の記載に当たっては、この外書きをした金額を「10」に含めて計算します。
「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 11」	当期が仮装経理に基づく過大申告の更正があった日の属する事業年度開始の日から5年以内に開始した事業年度であり、かつ、その更正の通知書に記載された繰越控除される法人税額のうち前期以前の法人税額からまだ控除されていない金額がある場合に、その金額を記載します。	
「差引所得に対する法人税額 13」	この金額が 100 円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。	
「中間申告分の法人税額 14」	この申告が確定申告である場合に中間申告により納付すべき中間納付額を記載します。	当該税額の納付の有無にかかわらず記載します。

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「差引確定法人税額 ⒀－⒁ 中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、⒄へ記入 15」	この金額が 100 円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。この場合のマイナスの金額は「中間納付額 17」に記載します。	
「この申告による還付金額」の各欄	この申告が確定申告であり、かつ、所得税額等の還付金額、中間納付額の還付金額又は欠損金の繰戻しによる還付請求税額がある場合に、それぞれの金額を記載します。	
「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 18」	この申告が修正申告でなく当初の申告である場合には、還付請求書の「還付金額 15」をこの欄の外書に移記します。	当期が平成 4 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度（中小企業者に該当する法人の設立等の日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後 5 年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度を除きます。）である場合には、解散等（適格合併による解散及び合併類似適格分割型分割後の解散を除きます。）の特別な事実があるとき及び措置法第 66 条の 12 第 1 項に規定する設備廃棄等欠損金額があるときを除き、法第 80 条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用を受けることができませんので注意してください。
「(1)の金額又は 800 万円×$\frac{}{12}$相当額のうち少ない金額 30」から「所得金額(1)32」までの各欄	当期末における資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人、資本若しくは出資を有しない法人（相互会社を除きます。）又は人格のない社団等の場合に記載します。	当期末における資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人及び相互会社の場合には、「その他の法人の場合 33」に記載し、この欄には記載しないでください。
「(1)の金額又は 800 万円×$\frac{}{12}$相当額のうち少ない金額 30」	分子の空欄には、当期の月数（暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。）を記載します。 なお、この算式により計算した金額に 1,000 円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「1」の所得金額の 1,000 円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。	
「剰余金・利益の配当（剰余金の分配）の金額 47」	当期にその支払に係る効力が生ずる令第 9 条第 1 項第 5 号《利益積立金額》に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配の額（平成 18 年 5 月 1 日前に終了した事業年度である場合には当期に係る利益の配当又は剰余金の分配の額とし、当期が平成 18 年 5 月 1 日以後最初に終了する事業年度である場合に	例えば、年 1 回 4 月末決算（決算確定は 6 月）の法人の場合には、平成 18 年 4 月期の本欄は平成 18 年 6 月の配当の金額を含めて記載し、平成 19 年

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
	は、前期の利益又は剰余金の処分による社外流出の金額を除きます。）のほか、みなし配当の金額を含めて記載します。	4 月期の本欄には平成 19 年 6 月の配当の金額を含めずに記載します。また、年 1 回 5 月末決算（決算確定は 7 月）の法人の場合には、平成 18 年 5 月期の本欄は平成 18 年 7 月の配当の金額を含めずに記載します。
「還付を受けようとする金融機関等」	「計 19」の還付金額について、取引銀行などの預貯金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称、預貯金口座名及びその口座番号を記載してください。日本郵政公社の通常貯金口座への振込みを希望される場合は「貯金記号番号」にその通常貯金口座の記号番号のみを、郵便局窓口での受取を希望される場合は支払を受けようとする郵便局名のみを記載してください。	欠損金の繰戻しによる還付請求税額があるときは、別に還付請求書の提出が必要です。

⑵　修正申告の場合

⑴によるほか、次により記載します。

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「事業年度分の　　申告書」	空欄には、確定申告書と中間申告書との区分に応じてそれぞれ「修正確定」又は「修正中間」と記載します。	
「中間申告分の法人税額 14」	この申告前の確定申告等において中間納付額の還付金額がある場合にも、その還付金額を控除する前の中間申告分の法人税額を記載します。	
「所得税額等の還付金額 16」又は「中間納付額 17」		既に還付を受けているかどうかに関係なく記載します。
「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 18」	既に還付を受けている場合には、この修正申告により確定した欠損金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を本書に記載しますが、この場合、既に還付を受けた金額のほか、その還付に際し還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。	（例） 既に還付を受けた金額 500,000円 同上の還付加算金 30,000円 修正申告による還付金額 300,000円 還付を受けるべき金額に対応する還付加算金 $30{,}000円 \times \frac{300{,}000円}{500{,}000円}$ ＝18,000円 この欄に記載する金額 300,000円＋18,000円 ＝318,000円
「法人税額 23」	この申告前の申告書の「15」の金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引所得に対する法人税額」の金額から中間申告分の法人税額を控除した金額を記載します。	

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「還付金額 24」	この申告前の申告書の「16」及び「17」の金額に、既に還付された欠損金の繰戻しによる還付金額を加算した金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付所得税額等」の金額と「還付金額」の金額との合計額を記載します。	欠損金の繰戻しによる還付金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含めて記載します。
「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 25」	「15」、「19」及び「この申告が修正申告である場合」の各欄のうち記載金額のある欄に応じて、次の金額を記載します。この場合、その金額が 100 円未満となるときは記載しないでください。 ⑴　「15」と「23」とがある場合には、「15」の金額から「23」の金額を控除した金額 ⑵　「15」と「24」の本書とがある場合には、「15」の金額と「24」の本書の金額との合計額 ⑶　「19」の本書と「24」の本書とがある場合には、「24」の本書の金額から「19」の本書の金額を控除した金額	
「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 18」から「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 25」までの外書	各欄の外書は、この申告が欠損金の繰戻しによる還付金額が過大であったことによる修正申告であり、かつ、その繰戻しによる還付が行われていない場合に限り、次により記載します。 ⑴　「18」及び「19」には、この申告による減少後の還付請求税額を外書きします。 ⑵　「24」には、この申告前の還付請求税額を外書きします。 ⑶　「25」には、「24」の外書の金額から「19」の外書の金額を控除した金額を外書きします。	

旧別表二　「同族会社の判定に関する明細書」

1　この明細書の用途

この明細書は、平成 18 年 4 月 1 日前に開始した事業年度について、法人が平成 18 年改正前の法第 2 条第 10 号《同族会社の意義》に規定する同族会社に該当するかどうか及び平成 18 年改正前の法第 67 条《同族会社の特別税率》の規定の適用がある同族会社に該当するかどうかを判定するために使用します。

なお、この明細書による判定は、当期末の現況により行います。

2　各欄の記載要領

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「期末現在の発行済株式数又は出資金額 1」	その会社が有する自己の株式又は出資は含まれません。	
「判定結果 6」	該当するものを○で囲んで表示します。	判定は、次のようになります。 ⑴ 「同族会社の判定 3 」が 50%超……同族会社 ⑵ 「同族会社の判定 3 」が 50%以下で「非同族の同族会社の判定 5 」が 50%超……非同族の同族会社 ⑶ 「非同族の同族会社の判定 5 」が 50%以下……非同族会社
「判定基準となる株主（社員）及び同族関係者」の各欄	その会社の株主（又は社員）の 1 人及びその同族関係者（以下「株主グループ」といいます。）の所有する株式数又は出資金額の合計が最も多いものから順次記載しますが、「その他の株主等 8 」に記載された株主グループが三つになったときは、その他の株主グループについては記載する必要はありません。 なお、その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社は、判定基準となる株主（社員）に含まれません。	筆頭株主が非同族会社である場合にも 1 グループとして記載します。
「同族会社でない法人株主 7」	「判定基準となる株主（社員）及び同族関係者」に記載された株主（又は社員）が非同族会社である場合又は非同族の同族会社である場合にその株主（又は社員）が所有する株式数又は出資金額を記載します。	

3　根拠条文

平成 18 年改正前の法 2 十、平成 18 年改正前の法 67⑥、平成 18 年改正法附則 23、平成 18 年改正前の令 4、平成 18 年改正令附則 2

別表二　「同族会社等の判定に関する明細書」

1　この明細書の用途

この明細書は、平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について、会社が法第 2 条第 10 号《定義》に規定する同族会社（以下「同族会社」といいます。）に該当するかどうか及び法第 67 第 1 項《特定同族会社の特別税率》に規定する特定同族会社（以下「特定同族会社」といいます。）に該当するかどうかを判定する場合に記載します。

なお、この明細書による判定は、当期末の現況により行います。

2　各欄の記載要領

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額 1」	その会社が有する自己の株式又は出資は含まれません。	
「期末現在の議決権の総数 4」、「⑳と㉒の上位 3 順位の議決権の数 5」、「議決権の数による判定 6」、「㉒の上位 1 順位の議決権の数 13」、「議決権の数による判定 14」、「議決権の数 20」及び「議決権の数 22」	その会社が令第 4 条第 3 項第 2 号イからニまで《同族関係者の範囲》及び第 139 条の 7 第 3 項第 2 号イからニまで《被支配会社の範囲》に掲げる議決権に関して内容の異なる種類の株式（出資を含みます。以下「種類株式」といいます。）を発行していない場合には記載する必要はありません。 ただし、この場合であっても、議決権を行使することができない株主等が有する当該議決権（以下「行使不可能議決権」といいます。）に係る株式がある場合には、記載する必要がありますので、ご注意ください。	行使不可能議決権に係る株式がある場合には、議決権の総数及び数から当該行使不可能議決権の数を除きます。
「期末現在の議決権の総数 4」、「⑳と㉒の上位 3 順位の議決権又は社員の数 5」及び「議決権の数による判定 6」	その会社が種類株式を発行している場合において、これらの各欄に記載すべき総数、数及び割合（以下「判定割合」といいます。）は、その議決権に係る判定割合のうち最も高い割合の計算の基礎となった議決権の総数、数及び判定割合を記載します。	その会社が発行している種類株式の内容に関する明細及び左記の計算の基礎となった議決権以外のものに係る判定割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
「㉒の上位 1 順位の議決権の数 13」及び「議決権の数による判定 14」	その会社が種類株式を発行している場合において、これらの各欄に記載すべき数及び判定割合は、その議決権に係る判定割合のうち最も高い割合の計算の基礎となった議決権の数及び判定割合を記載します。 この場合において、同族会社の判定割合の基礎となった議決権の内容と特定同族会社の判定割合の基礎となった議決権の内容とが異なるときは、その特定同族会社の判定割合の基礎となった議決権の総数及び数を「期末現在の議決権の総数 4」及び「議決権の数 22」の各欄の上段に外書として記載し、「㉒の上位 1 順位の議決権の数 13」及び「議決権の数による判定 $\frac{(13)}{(4)}$ 14」の各欄は、それぞれ「(22 の	その会社が発行している種類株式の内容に関する明細及び左記の計算の基礎となった議決権以外のものに係る判定割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
	外書）の上位１順位の議決権の数 13」及び「議決権の数による判定 $\frac{(13)}{(4の外書)}$ 14」として記載します。	
「期末現在の社員の総数 7」、「社員の３人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数 8」、「社員の数による判定 9」、「(21)の社員の１人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数 15」及び「社員の数による判定 16」	その会社が合名会社、合資会社又は合同会社（以下「持分会社」といいます。）である場合に限り、記載します。 ただし、「株式数等による判定 3」若しくは「議決権の数による判定 6」の欄のうちいずれかの判定により同族会社に該当する場合又は「株式数等による判定 12」若しくは「議決権の数による判定 14」の欄のうちいずれかの判定により特定同族会社に該当する場合には、「7」から「9」まで又は「15」及び「16」の各欄は記載する必要はありません。	
「期末現在の社員の総数 7」、「社員の３人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数 8」及び「(21)の社員の１人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数 15」	持分会社である会社の社員の総数及び数を記載します。 ただし、持分会社である会社が業務を執行する社員（以下「業務執行社員」といいます。）を定めている場合には、その業務執行社員の総数及び数を記載します。	業務執行社員に該当する者については、「判定基準となる株主（社員）及び同族関係者」の「氏名又は法人名」の欄にその旨を記載します。
「判定結果 18」	該当するものを○で囲んで表示します。	判定は、次のようになります。 (1)「特定同族会社の判定割合 17」が 50%超……特定同族会社 (2)「特定同族会社の判定割合 17」が 50%以下で「同族会社の判定割合 10」が 50％超……同族会社 (3)「同族会社の判定割合 10」が 50％以下……非同族会社
「判定基準となる株主（社員）及び同族関係者」の各欄	その会社の株主（又は社員）の１人及びその同族関係者（以下「株主グループ」といいます。）の所有する株式数又は出資の金額の合計が最も多いものから順次記載しますが、「その他の株主等」の「株式数又は出資の金額 21」の欄又は「議決権の数 22」の欄に記載された株主グループが３つになったときは、その他の株主グループについては記載する必要はありません。 なお、その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社は判定基準となる株主（社員）に含まれません。	筆頭株主が非同族会社である場合にも１グループとして記載します。
「被支配会社でない法人株主等」の各欄	「判定基準となる株主（社員）及び同族関係者」に記載された株主（又は社員）が非同族会社である場合又は特定同族会社に該当しない同族会社である場合に、その株主（又は社員）が所有する株式数又は出資の金額等を記載します。	

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「議決権の数 20」及び「議決権の数 22」	個人又は法人との間でその個人又は法人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が有する議決権（以下「同意議決権」といいます。）について、令第4条第6項又は第139条の7第6項の規定の適用がある場合には、次の区分に応じて、それぞれ次により記載します。 ⑴　同意議決権を有する者 「議決権の数」の欄に、その同意議決権の数を△印を付けて外書として記載します。 ⑵　同意を受けている者 「議決権の数」の欄に、その同意議決権の数を外書として記載します。	左記で外書した同意議決権の数については、「⒇と㉒の上位 3 順位の議決権の数 5」又は「㉒の上位 1 順位の議決権の数 13」の欄への株主グループが有する「議決権の数」の移記に当たっては、本書に加算又は減算した上で記載します。

3　根拠条文

法 2 十、67、令 4、139 の 7

別表三（一）　「特定同族会社の留保金額に対する税額の計算等に関する明細書」

1　この明細書の用途等

この明細書は、次の⑴に掲げる場合に使用します。

ただし、次の⑵に掲げる場合には、法第 67 条第 1 項《特定同族会社の特別税率》又は平成 18 年改正前の法第67条第1項《同族会社の特別税率》の規定は適用されませんので、この明細書の記載は必要ありません。

⑴　使用する場合	
特定同族会社	イ　平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度 別表二の「判定結果 18」が「特定同族会社」に該当する法人が、法第 67 条第 1 項《特定同族会社の特別税率》の規定により法人税を課される留保金額及び税額を計算する場合に、この明細書の各欄に記載します。
同族会社	ロ　平成 18 年 4 月 1 日前に開始した事業年度 ①　旧別表二の「判定結果 6」が「同族会社」に該当する法人が、平成 18 年改正前の法第 67 条第1項《同族会社の特別税率》の規定により法人税を課される留保金額及び税額を計算する場合に、この明細書の「28」から「31」までの各欄以外の各欄を記載します。 ②　平成 18 年改正前の措置法第 68 条の 2 第 1 項第 3 号《中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用》に掲げる同族会社が、同項の規定の適用を受ける場合に、この明細書の「28」から「30」までの各欄に記載します。 ㊟　平成 18 年改正前の措置法第 68 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる同族会社とは、当期末における資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の同族会社で「30」欄が 0.5 以下となる法人をいいます。
⑵　記載の必要がない場合	
特定同族会社	イ　措置法第 68 条の 2 第 1 項に規定する次の㈠に掲げる中小企業者に該当する特定同族会社が、平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度において、次に掲げる書類を確定申告書に添付した場合
同族会社	ロ　平成 18 年改正前の措置法第 68 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する次の㈠又は㈡に掲げる中小企業者に該当する同族会社が、平成 17 年 4 月 13 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に開始した事業年度において、それぞれ次に掲げる書類を確定申告書に添付した場合
添付する書類	㈠　中小企業新事業活動促進法第 9 条第 1 項の承認を受けた同法第 2 条の中小企業者に該当する場合……次の①から③までに掲げる書類 ①　中小企業新事業活動促進法に規定する行政庁が承認をした旨を証する書類 ②　承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施している旨を証する書類 ③　承認経営革新計画の計画書の写し ㈡　設立後 10 年以内の各事業年度（平成 17 年 4 月 13 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度に限ります。）において、中小企業新事業活動促進法第 2 条の中小企業者に該当する場合……次の①及び②に掲げる書類 ①　中小企業新事業活動促進法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者である旨を証する書類 ②　設立の日等を明らかにする書類

㊟1　上記㈠及び㈡に掲げる書類については、「経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社等の特別税率の不適用制度に関する明細書」を利用してください。

なお、当期が平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 4 月 12 日までの間に開始し、かつ、平成 18 年 4

月 1 日以後に終了する事業年度である場合において、平成 17 年改正前の措置法第 68 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号の規定の適用を受ける場合には「中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書（平 17.4.1 以後終了事業年度分)」を利用してください。

2　中小企業新事業活動促進法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者とは、次に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営むかの区分に応じて、それぞれ次に掲げる資本金の額又は出資の総額の法人及び次に掲げる従業員数（常時使用する従業員の数をいいます。）の法人並びに企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等をいいます。

業　　種	資本金の額又は出資の総額	従業員数
イ　製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからトまでの業種を除きます。）	3 億円以下	300 人以下
ロ　卸売業	1 億円以下	100 人以下
ハ　サービス業（ヘ及びトの業種を除きます。）	5,000 万円以下	100 人以下
ニ　小売業	5,000 万円以下	50 人以下
ホ　ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除きます。）	3 億円以下	900 人以下
ヘ　ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
ト　旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

おって、当期の所得の計算に当たって、次に掲げるような益金不算入額又は損金算入額があるため、当期の所得の金額が 0 となる場合であっても、当期の留保金額について法第 67 条の規定による特定同族会社の特別税率又は平成 18 年改正前の法第 67 条の規定による同族会社の特別税率が適用されることがあることに注意してください。

① 非適格合併又は非適格分割型分割による移転資産等の譲渡損失額（法 67③）
② 受取配当等の益金不算入額（令第 139 条の 9《他の連結法人から受ける配当等の額》の配当等の額に係る金額を除く。）（法 67③）
③ 法人税額の還付金等（過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。）の益金不算入額及び益金算入附帯税（利子税を除く。）の受取額（法 67③）
④ 繰越欠損金又は災害損失金の損金算入額（法 67③）
⑤ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入額（法 67③）
⑥ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（措置法 59④）
⑦ 沖縄の認定法人の所得の特別控除額（措置法 60④）
⑧ 収用換地等の場合の所得の特別控除額（措置法 65 の 2 ⑨）
⑨ 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除額（措置法 65 の 3 ⑦、65 の 4 ④、65 の 5 ③）
⑩ 特定外国子会社等又は特定外国信託が配当等をした場合の課税済留保金額の損金算入額(措置法 66 の 8 ⑦、66 の 9 の 4③)
⑪ 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除額（措置法 67 の 3 ⑤）
⑫ 株式移転に係る子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額（平成 18 年改正前の措置法 67 の 10⑤）
⑬ 取引の対価の額につき租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例により減額される所得の金額のうち、相手国の居住者に支払われない金額（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 7 ②）

2　各欄の記載要領

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「留保所得金額（別表四「38の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）1」	別表四「38の②」の金額に、配当等の支払に係る基準日（その定めがない場合には、その支払に係る効力が生ずる日。）にその法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に当期に支払う配当等の額を加算し、その支払に係る基準日にその法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人から当期に受け取る配当等の額を減算した金額を記載します。	
「当期末配当等の額 3」	法第67条第4項の規定の適用を受ける剰余金の配当又は利益の配当の額を記載します。	
「法人税額 4」	別表一(一)の「差引法人税額 4」＋「リース特別控除取戻税額 5」＋「同上に対する税額 7」＋「法人税額計 10」の外書－「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 11」－「控除税額の計算」の「計 44」により計算した金額を記載します。この場合、この金額がマイナスになるときには、0と記載します。	
「住民税額の計算の基礎となる法人税額 5」 （別表一(一)「2」＋「5」＋「7」＋「10の外書」－「11」－「43」－別表六(一)「23の計」－別表六(七)「13」－別表六(八)「19」－別表六(九)「28」－別表六(十二)「27」－別表六(十五)「20」－別表六(十六)「28」－別表六(十九)「30」－別表六(二十二)「27」－別表六(二十六)「9」）	措置法第42条の12第2項《中小企業者等の教育訓練費の額に係る法人税額の特別控除》に規定する中小企業者等が、同条第1項の規定の適用を受ける場合は、この欄の算式中「別表六(二十六)「9」」とあるのは、「別表六(二十五)「7」」と読み替えて計算した金額を記載します。	
「住民税額 6」		均等割額を加算する必要はありません。
「期首利益積立金額 10」	⑴　平成18年5月1日以前に開始した事業年度にあっては「又は（(別表五(一)「31の①」）－⑵）を消します。 ⑵　平成18年5月1日後に開始する事業年度にあっては「(別表五(一)「31の①」）又は」を消します。	
「適格合併等により増加した利益積立金額 11」	適格合併若しくは適格分割型分割により被合併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた利益積立金額又は連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により増加した利益積立金額を記載します。	
「適格分割型分割等により減少した利益積立金額 12」	適格分割型分割により分割承継法人に引き継いだ利益積立金額又は連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により減少した利益積立金額を記載します。	

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「積立金基準額 14」	この金額がマイナスとなる場合には、0 と記載します。 なお、「期末利益積立金額 13」の金額がマイナス（△）である場合には、「同上の 25%相当額 9」の金額にそのマイナスの金額の正数金額を加算した金額を記載します。	例えば、「9」の金額が 25,000,000 円、「13」の金額が△ 5,000,000 円である場合には、25,000,000 円と 5,000,000 円との合計額 30,000,000 円を「14」に記載します。
「定額基準額（1,500 万円又は 2,000 万円）×$\frac{}{12}$ 15」	⑴　平成 18 年 4 月 1 日前に開始した事業年度にあっては「又は 2,000 万円」を消します。 ⑵　平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度にあっては「1,500 万円又は」を消します。 ⑶　「$\frac{}{12}$」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	
「法人税額の還付金等（過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。）（別表四「16」及び益金不算入附帯税（利子税を除く。）の受取額）18」	別表四の「所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等 16」の金額並びに法第 26 条第 3 項に規定する附帯税（利子税を除きます。）の負担額として内国法人（連結親法人）が受け取る金額及び同条第 4 項に規定する他の内国法人（連結法人）が附帯税（利子税を除きます。）の負担額の減少額として受け取る金額の合計額を記載します。	法第 26 条第 3 項に規定する法人税の負担額として内国法人（連結親法人）が受け取る金額及び同条第 4 項に規定する法人税の減少額として他の内国法人（連結法人）が受け取る金額は、含まれません。
「特定子会社の子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額 23」	平成 18 年改正前の措置法第 67 条の 10 第 1 項《株式移転に係る課税の特例》の規定の適用を受ける場合において、この規定による子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額を記載します。	
「所得基準額 27」	次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 ⑴　平成 18 年 4 月 1 日前に開始した事業年度 ㉖×（35%~~、40%又は 50%~~） ⑵　平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度 イ　法第 67 条第 5 項に規定する中小特定同族会社である場合 ㉖×（~~35%、40%又は~~50%） ロ　イの中小特定同族会社以外の特定同族会社である場合 ㉖×（~~35%、~~40%~~又は 50%~~）	
「前期末の総資産の額 28」	前期の確定した決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額（次の⑴から⑷までに掲げる金額（その法人が連結法人である場合にあっては、⑴から⑸までに掲げる金額）がある場合にはこれを減算し、⑹に掲げる金額がある場合にはこれを加算します。）を記載します。 ⑴　固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて積立金として積み立てている金額 ⑵　特別償却準備金として積み立てている金額 ⑶　土地の再評価に関する法律第 3 条第 1 項の規定により再評価が行われた土地に係る同法第 7 条第 2 項に規定する再評価差額金が貸借対照表に計上されている場合の同法第 7 条第 1 項に規定する再評価差額に相当する金額	

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
	⑷　その他有価証券（売買目的有価証券及び満期保有目的等有価証券以外の有価証券をいいます。以下同じ。）に係る評価益等相当額 ⑸　当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する負債（借入金その他利子の支払の基因となるものに限ります。）の額に相当する金額 ⑹　その他有価証券に係る評価損等相当額	
「前期末の自己資本の額 29」	前事業年度終了の時における資本金等の額（前事業年度が連結事業年度に該当する場合には、連結個別資本金等の額）及び利益積立金額（前事業年度が連結事業年度に該当する場合には、連結個別利益積立金額）の合計額を記載します。 なお、その特定同族会社又は同族会社の同族株主等に対する負債（借入金その他利子の支払の基因となるものに限ります。）の額がある場合には、その金額を加算します。	
「課税留保金額」の「34」及び「35」	「$\frac{\quad}{12}$」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	
「年 3,000 万円相当額を超え年 1 億円相当額以下の金額（(㉝－㉞）又は（1 億円×$\frac{\quad}{12}$－㉞）のいずれか少ない金額）35」	「課税留保金額 33」の金額が年 3,000 万円相当額を超える場合に、年 3,000 万円相当額を超え年 1 億円相当額以下の金額を記載します。 この場合、その金額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「課税留保金額 33」で切り捨てた 1,000 円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。	

3　根拠条文

法 67、平成 18 年改正前の法 67、令 139 の 7～140、平成 18 年改正前の令 139 の 7～140、措置法 68 の 2、平成 18 年改正前の措置法 68 の 2、平成 18 年改正前の措置法令 39 の 34 の 2、措置法規則 22 の 20、平成 18 年改正前の措置法規則 22 の 20

別表四　「所得の金額の計算に関する明細書」

1　この明細書の用途

この明細書は、損益計算書に掲げた当期（純）利益の額又は当期（純）損失の額を基として、いわゆる申告調整により税務計算上の所得金額若しくは欠損金額又は留保金額を計算するために使用します。

㈱　沖縄の認定法人の所得の特別控除など特殊な事項のない法人については、この明細書について「簡易様式」を作成してありますから、ご利用ください。

2　各欄の記載要領

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「当期利益又は当期欠損の額 1」の「総額①」	損益計算書の当期（純）利益の額又は当期（純）損失の額を記載します。この場合、当期（純）利益の額又は当期（純）損失の額のうちに前期から繰り越された利益又は損失の額を含むときは、前期から繰り越された利益又は損失の額を控除した金額を記載します。	
「当期利益又は当期欠損の額 1」の「社外流出③」	「配当」の欄は、当期にその支払に係る効力が生ずる令第 9 条第 1 項第 5 号《利益積立金額》に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配の額（当期が平成 18 年 5 月 1 日前に終了した事業年度である場合には当期に係る利益の配当又は剰余金の分配の額（連結子法人が支払う利益の配当の額を除きます。）とし、当期が平成 18 年 5 月 1 日以後最初に終了する事業年度である場合には注意事項の⑵の金額に係る部分の金額を除きます。）並びに当期に生じた同項第 7 号及び第 8 号に掲げる金額を記載します。	⑴　当期が平成 18 年 5 月 1 日前に終了した事業年度である場合で、利益処分による賞与のうち受給者ごとに債務の確定していない金額があるときは、その額は「留保②」に含めることとなりますので、「その他」の金額に含めないで記載します。 ⑵　当期が平成 18 年 5 月 1 日以後最初に終了する事業年度である場合には、前期の利益又は剰余金の処分による社外流出の金額（連結子法人が支払う利益の配当の額を除きます。）を含めないで記載します。
「当期利益又は当期欠損の額 1」の「留保②」	「総額①」に記載した金額から「社外流出③」に記載した金額の合計額を控除した金額を記載します。	「社外流出③」に記載した金額の方が多いときは、その超える金額を「留保②」に△印を付して記載します。
「損金の額に算入した法人税（附帯税を除く。）2」	別表五(二)の「計 5 」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の法人税額の合計額を記載します。	⑴　その記載した金額のうち別表五(二)の「仮払経理による納付④」の本書の金額がある場合には、この明細書の「減算」の空欄に「仮払
「損金の額に算入した道府県民税（利子割額を除く。）及び市町村民税 3」	別表五(二)の「 6 」、「 7 」、「中間 9 」及び「計 16」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。	

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「損金の額に算入した道府県民税利子割額 4」	別表五(二)の「利子割 8 」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。	税金」等と記載の上、その合計額を「総額①」及び「留保②」に併せて記載します。 ㈱　この仮払税金をその後の事業年度において消却した場合には、その消却をした事業年度において、次の区分に応じ、次のように処理します。 イ　損金経理により消却した場合　その税金が損金不算入のものであると否とを問わず、この明細書の「加算」の空欄に「仮払税金消却」等と記載の上、その合計額を「総額①」と「留保②」に記載します。 ロ　納税充当金で消却した場合　この明細書には記載しないで、別表五(一)において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当金 27」の「減②」に同額を記載します。 (2)　別表五(二)の「損金経理による納付⑤」に外書の金額がある場合には、この明細書の「加算」の空欄に「未収過誤納金」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。
「損金の額に算入した納税充当金 5」	別表五(二)の「損金の額に算入した納税充当金 32」の金額を記載します。	
「損金の額に算入した附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税 6」	別表五(二)の「加算税及び加算金 25」から「過怠税 28」までの「当期中の納付税額③～⑤」の各欄の金額の合計額を記載します。	
「役員給与の損金不算入額 8」	法第 34 条《役員給与の損金不算入》の規定により損金に算入されない役員に対して支給する給与の額及び別表十四（一）の「損金不算入額 37」の金額の合計額を記載してください。	令第 72 条の 2 第 9 項に規定する基準期間がない特殊支配同族会社にあっては、この欄を記載する前に、別表四の「加算」の各欄のうち「8」及び「11」以外の各欄を記載し、かつ、「減算」の「21」を記載し、こ

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
		れらの欄の記載に基づいて、別表十四（一）を記載してください。
「加算」の「10」以下の空欄	⑴　法人が費用又は損失として経理した金額で当期の所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの及び当期の所得の金額の計算上益金の額に算入すべき金額で法人が収益として経理しなかったもの等について、その事項及び金額を記載します。この場合、留保されている金額は「留保②」に、社外に支出されている金額は「社外流出③」に、それぞれ記載します。 ⑵　措置法第 66 条の 6 《内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入》又は措置法第 66 条の 9 の 2 第 1 項《内国法人に係る特定外国信託の留保金額の益金算入》の規定による益金算入額（別表十七(二)「40」）は、措置法令第 39 条の 20 第 4 項等の規定により利益積立金額を構成しませんので、「加算」の空欄に「特定外国子会社等に係る課税対象留保金額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」（※印を付けます。）に記載します。	⑴　税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益から減算した「法人税等調整額」があるときは、「加算」の空欄に「法人税等調整額損金不算入」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 ⑵　「社外流出③」に※印の金額の記載がある場合の「小計 11」の「社外流出③」の記載については、この「社外流出③」の上段に※印を付して外書きします。
「納税充当金から支出した事業税等の金額 13」	別表五(二)の「事業税 36」から「39」までの金額の合計額を記載します。	別表五(二)の「損金不算入のもの 38」に金額の記載がある場合には、その税目等をこの明細書の「加算」に記載の上、その金額を「総額①」及び「社外流出③」に記載します。
「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額 15」	法人税、道府県民税及び市町村民税の中間納付額並びにこれらの税の過誤納に係る還付金額について、法人がそれを当期利益の額に含めている場合にその金額を記載します。 なお、道府県民税利子割額の還付金額も含めて記載します。	利子税相当額の還付金については、その納付した時に損金の額に算入されていますので、この欄で減算することはできません。
「所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等 16」	次に掲げる還付金額で当期にその還付を受けることが確定したものについて、その額を当期利益の額に含めているといないとにかかわらず記載します。この場合に、これらの確定した還付金額を当期利益の額に含めていないときは、「加算」の空欄に「未収の所得税額の還付金等」として「総額①」及び「留保②」に記載し、その後の事業年度でこれらの還付金を当期利益の額に含めた場合には、その金額を「減算」の空欄に「未収の所得税額の還付金等」と記載の上、還付金の額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 ⑴　所得税額の還付金額、控除対象外国法人税額の還付金額及びみなし配当金額の 25%相当額の還付金額 ⑵　欠損金の繰戻しによる還付金額 ⑶　国税通則法の規定による附帯税(利子税を除きます。)の還付金額 ⑷　地方税法の規定による各種加算金及び延滞金(同法第 65 条、第 72 条の 45 の 2 又は第 327 条の規定による納期限の延長を受けた期間に係るものを除きます。）の還付金額	前期分の申告において所得税額の還付が生じたため、その還付を受けていた場合において、その後前期分の法人税につき更正処分があり、その還付を受けた所得税額の全部又は一部に相当する金額の追徴があったときは、その追徴された金額に相当する還付所得税額は、この欄には記載しないでください。 この場合、その還付を受けた所得税額が当期利益の額に含まれているときは、その追徴された所得税額に相当する金額は、「減算」の空欄に

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
	⑸　⑴から⑷まで及び「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額 15」に記載されるもの以外の租税で損金の額に算入されないものの還付金額	「追徴された所得税額」等として「総額①」及び「留保②」の欄にそれぞれ記載します。
「減算」の「17」以下の空欄	⑴　確定した決算において費用に含まれていないもので当期の損金の額に算入すべきもの又は収益に計上されているもので当期の益金の額に算入しないもの等について、その事項及び金額を記載します。この場合、法人計算外で経費とするもの（経費の認定損）のように税務計算上留保した金額を減少させるものは、「留保②」に記載します。 ⑵　措置法第 65 条の 2 の規定による収用換地等の場合の所得の特別控除額又は措置法第 65 条の3から第 65 条の5までの規定による特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除額（別表十(五)「18」、「33」、「38」又は「43」）は、措置法第 65 条の 2 第 10 項及び措置法令第 39 条の3第 7 項等の規定により利益積立金額を構成しますので、「減算」の空欄に「収用等による特別控除額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」（※印を付けます。）に記載します。 ⑶　当期の決算の確定日までに剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものは、「減算」の空欄に「剰余金処分による準備金積立額認容」等と記載の上、その積立額の全額（税効果会計を採用している場合には、当該積立額の全額とこれに対応する税効果相当額との合計額）を「総額①」及び「留保②」に記載します。この場合、積立限度超過額があるときは、「加算」の空欄に「○○準備金積立超過額」等と記載の上、その積立限度超過額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 　なお、準備金等に積立限度超過額がある場合には、このような加算及び減算をしないで、その積立額のうち積立限度相当額を「減算」欄に記載しても差し支えありません。	⑴　前期以前の留保金額に利益処分による賞与のうち受給者ごとに債務の確定していない金額が含まれていた場合で、当期にその受給者ごとに債務が確定したときは、「減算」の空欄に「前期に留保とされた役員賞与」等と記載の上、その全額を「総額①」及び「留保②」に記載するとともに、「加算」の空欄に「役員賞与」と記載の上、同額を「総額①」及び「社外流出③」に記載します。 ⑵　税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益に加算した「法人税等調整額」があるときは、「減算」の空欄に「法人税等調整額益金不算入」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。
「非適格合併又は非適格分割型分割による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 35」	⑴　合併（適格合併を除きます。）により合併法人に資産及び負債の移転をした場合に、資産及び負債の当該移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度分のこの明細書に記載します。 ⑵　分割型分割（適格分割型分割を除きます。）により分割承継法人に資産及び負債の移転をした場合に、資産及び負債の当該移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を分割法人の分割型分割の日の前日の属する事業年度分のこの明細書に記載します。	譲渡損失額を記載する場合は、その金額を△印を付して記載します。
「所得金額又は欠損金額 38」		「総額①」の金額は、「留保②」の金額に「社外流出③」の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。

別表五(一)　「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」

1　利益積立金額の計算に関する明細書

(1)　この明細書の用途

この明細書は、平成 18 年 5 月 1 日以後に終了する事業年度における法第 2 条第 18 号及び令第 9 条《利益積立金額》規定する利益積立金額を計算するために使用します。

なお、平成 18 年 5 月 1 日前に終了した事業年度におけるこの明細書の記載に当たっては、「平成 17 年版法人税申告書の記載の手引」の別表五(一)「利益積立金額及び資本積立金額の計算に関する明細書」の「Ⅰ　利益積立金額の計算に関する明細書」の記載の仕方を参照してください。

(2)　各欄の記載要領

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「区分」の「　　積立金 2」以下の空欄	「利益準備金 1」以外の利益積立金額（税務上の否認金額のうち留保した金額を含みます。）について、その名称を記載します。	
「期首現在利益積立金額①」	前期分のこの明細書の「差引翌期首現在利益積立金額④」又は平成 18 年改正前規則別表五(一)の「差引翌期首現在利益積立金額⑤」の各欄の金額（更正又は決定があった場合には、その際にお知らせしてある金額）を移記します。	この申告が中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期の増減」及び「差引翌期首現在利益積立金額④」欄の記載は必要ありません。
「当期の増減」	原則として、「減②」には別表四の「減算」の「留保②」の金額を、「増③」には別表四の「加算」の「留保②」の金額を、その内容に応じて記載します。この場合に別表四の「減算」欄に記載した「仮払税金（仮払法人税額、仮払道府県民税額又は仮払市町村民税額）」については「増③」に△印を付けて記載します。 なお、次のような場合には、別表四と関係なく次により記載します。 (1)　納税充当金を取り崩して、法人税（利子税、延滞税を除きます。）、道府県民税又は市町村民税の額を納付した場合には、「納税充当金 27」の「減②」にその合計額を記載するとともに、「未納法人税 28」、「未納道府県民税 29」又は「未納市町村民税 30」の「減②」にこれらの税額をそれぞれ記載します。 (2)　当期の中間納付額として納付すべき法人税、道府県民税又は市町村民税の額がある場合には、納付の有無に関係なく、別表五(二)の「当期発生税額②」の「3」、「9」及び「14」の金額を「未納法人税等 28～30」の「増③」の「中間」欄にそれぞれ記載します。 (3)　当期中に支払を受ける利子等（当期末までにその利払期の到来しているものに限ります。）に係る道府県民税利子割額がある場合には、納付の有無に関係なく、別表五（二）の「利子割 8」の「当期発生税額②」の金額を「未納道府県民税 29」の「増③」の「中間」欄に記載します。 (4)　中間配当積立金等を取り崩して剰余金の配当（資本剰	(1)　別表四の「加算」の「損金の額に算入した法人税（附帯税を除く。）2」、「損金の額に算入した道府県民税（利子割額を除く。）及び市町村民税 3」及び「損金の額に算入した道府県民税利子割額 4」の「留保②」の金額については、「未納法人税 28」、「未納道府県民税 29」及び「未納市町村民税 30」の「減②」にそれぞれ記載します。 (2)　当期中に剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものについては、その積立額を「当期の増減」の「増③」に記載し、別表四において「減算」欄に記載した金額を「当期の増減」の「増③」に△印を付して

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
	余金の額の減少に伴うものを除きます。以下同じ。）若しくは利益の配当又はいわゆる中間配当（資本剰余金の額の減少に伴うものを除きます。以下同じ。）をした場合には、その積立金の取崩額を「減②」に記載するとともに、「繰越損益金 26」の「増③」の金額に含まれることになります。 　なお、この場合に会社法第 454 条第 4 項又は平成 17 改正前の商法第288条の規定により積み立てた剰余金の配当若しくは利益の配当又は中間配当に係る利益準備金の額は、「利益準備金 1」の「増③」に記載します。 ⑸　適格合併又は適格分割型分割により被合併法人又は分割法人から引継ぎを受けた利益積立金額がある場合には、令第 9 条第 1 項第 2 号又は第 3 号《適格組織再編成により引継ぎを受ける利益積立金額等》に規定する金額を「増③」に記載します。 ⑹　適格分割型分割により分割承継法人に引き継いだ利益積立金額がある場合には、令第 9 条第 1 項第 9 号に規定する金額を「減②」に記載します。 ⑺　減資等及び自己株式の取得等により払い戻した利益積立金額がある場合には、「減②」に記載します。 ⑻　減価償却資産につき減価償却超過額（法第 31 条第 4 項《減価償却資産の償却費の計算及びその方法》に規定する損金の額に算入されなかった金額をいいます。）がある場合において、その減価償却資産につき令第 48 条第6項第３号ハ《減価償却資産の償却の方法》に規定する評価損が生じたときには、その評価損はまずその減価償却超過額からなるものとして、その評価損の金額と減価償却超過額の金額（その減価償却資産に係る前期から繰り越された減価償却超過額と当期の償却超過額との合計額）とのいずれか少ない金額を、「区分」の欄に「減価償却超過額」と記載した欄の「減②」に記載するとともに、その減価償却資産に係る評価損の金額を「減②」に記載した同欄の上段に△印を付して記載します。 ㈱　⑸及び⑹の場合には、被合併法人又は分割法人から引継ぎを受けた利益積立金額及び分割承継法人に引き継ぐ利益積立金額が、この表の左余白に記載された検算式と不符合となります。	記載します。 　また、当期末後、当期の決算の確定の日までに剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものについては、別表四において「減算」欄に記載した金額を「当期の増減」の「増③」に△印を付して記載します（その積立額は、翌期において「当期の増減」の「増③」に記載します。）。 ⑶　剰余金の配当、利益の配当若しくは中間配当又はこれらに係る利益準備金の積立てのために取り崩した繰越利益金の額は、「繰越損益金 26」の「減②」の金額に含まれることになります。
「繰越損益金 26」	「期首現在利益積立金額①」には、前期繰越利益金を黒書し、前期繰越欠損金を△印を付して記載し、同一金額を「減②」に記載することによって「期首現在利益積立金額①」を 0 とし、改めてその事業年度の繰越利益剰余金の当期末残高を「当期の増減」の「増③」に記載します。	
「未納法人税（附帯税を除く。）28」	所得に対する法人税（リース特別控除取戻税額、連結納税の承認の取消しに係る特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出の額に対する法人税、土地譲渡利益金額に対する法人税及び同族会社の留保金額に対する法人税を含みます。）の本税の額を記載します。	

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「当期の増減」の「増③」の「未納法人税等」の「確定」の各欄	この申告により納付すべき法人税、道府県民税又は市町村民税の額について別表五(二)の「期末現在未納税額⑥」の「４」、「10」及び「15」の本書の金額をそれぞれ記載します。	別表五(二)の「期末現在未納税額⑥」の「４」、「10」及び「15」に外書(△印)の金額がある場合（すなわち、中間納付額の還付金がある場合）には、「３」から「25」までの空欄に「未収還付法人税」等と記載の上、「当期の増減」の「増③」にその金額（△印は付けません。）を記載します。

⑶　根拠条文

法２十八、令９

2　資本金等の額の計算に関する明細書

⑴　この明細書の用途

この明細書は、法第 2 条第 16 号及び令第 8 条《資本金等の額》に規定する資本金等の額を計算するために使用します。

⑵　各欄の記載要領

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「区分」の「34」及び「35」の空欄	「資本金又は出資金 32」及び「資本準備金 33」以外の資本金等の額について、その名称を記載します。	
「期首現在資本金等の額①」	前期分のこの明細書の「差引翌期首現在資本金等の額④」又は平成 18 年改正前規則別表五(一)の「Ⅱ　資本積立金額の計算に関する明細書」の「差引翌期首現在資本積立金額④」の各欄の金額(更正又は決定があった場合には、その際にお知らせしてある金額）を移記します。 なお、平成 18 年 4 月 1 日に自己の株式を有する場合には、平成 18 年 3 月 31 日における平成 18 年改正前の資本積立金額に相当する金額から自己の株式の同日の帳簿価額を減算します。	この申告が中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期の増減」及び「差引翌期首現在資本金等の額④」欄の記載は必要ありません。
「当期の増減」	⑴　令第 8 条第 1 項第 1 号から第 14 号までに掲げる金額を「資本準備金 33」から「35」までの各欄の「増③」に記載します。 具体的には、次のような項目と金額になります。 ①　株式の発行(出資を含みます。)又は自己の株式の譲渡をした場合（令第 8 条第 1 項第 1 号イからリまでを除きます。）に払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額その他の対価の額に相当する金額のうち、資本金又は出資金として計上しなかった金額 ②　新株予約権の行使によりその行使をした者に自己の株式を交付した場合のその行使に際して払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額（新株予約権が付された新株予約権付社債についての社債にあっては、その行使の直前のその社債の帳簿価額から社債発行差金の帳簿価額を減算した金額）並びにその直前の新株予約権の帳簿価額の合計額に相当する金額のうち、資本金として計上しなかった金額 ③　取得条項付新株予約権（取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債を含みます。）についての取得事由の発生による取得の対価として自己の株式を交付した場合のその取得の直前の取得条項付新株予約権の帳簿価額（新株予約権付社債にあっては、その直前の新株予約権付社債の帳簿価額から社債発行差金の帳簿価額を減算した金額）に相当する金額のうち、資本金として計上しなかった金額 ④　協同組合等及び令第 8 条第 1 項第 4 号イからハまでに掲げる法人が新たにその出資者となる者から徴収した加入金の額 ⑤　合併により移転を受けた資産及び負債の純資産価額（令第 8 条第 1 項第 5 号に規定する金額）からその合併	

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
	による増加資本金額等(令第８条第１項第５号に規定する金額)を減算した金額 ⑥　分割型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額(令第８条第１項第６号に規定する金額)からその分割型分割による増加資本金額等(令第８条第１項第６号に規定する金額)を減算した金額 ⑦　分社型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額(令第８条第１項第７号に規定する金額)からその分社型分割による増加資本金額等(令第８条第１項第７号に規定する金額)を減算した金額 ⑧　適格現物出資により移転を受けた資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額から適格現物出資により増加した資本金の額又は出資金の額を減算した金額 ⑨　非適格現物出資（法第62条の８第１項の規定の適用を受けるものに限ります。）により現物出資法人に交付した被現物出資法人の株式の価額から非適格現物出資により増加した資本金の額又は出資金の額を減算した金額 ⑩　適格事後設立により資産の移転を受け、又はこれと併せて負債の移転を受けた場合における帳簿価額修正益に相当する金額 ⑪　株式交換により移転を受けた株式交換完全子法人の株式の取得価額から株式交換による増加資本金額等(令第８条第１項第11号に規定する金額)を減算した金額 ⑫　株式移転により移転を受けた株式移転完全子法人の株式の取得価額から株式移転の時の資本金の額等(令第８条第１項第12号に規定する金額)を減算した金額 ⑬　資本金の額又は出資金の額を減少した場合のその減少した金額に相当する金額 ⑭　財団である医療法人又は社団である医療法人で持分の定めがないものがその役立について贈与又は遺贈を受けた金銭の額又は金銭以外の資産の価額（これらの資産につき贈与税又は相続税を納付する場合には、その贈与税又は相続税の額に相当する金額を控除した金額） ⑵　令第８条第１項第15号から第21号までに掲げる金額を△印を付して「資金準備金 33」から「35」までの各欄の「増③」欄に記載します。 具体的には、次のような項目と金額になります。 ①　準備金の額若しくは剰余金の額を減少して資本金の額若しくは出資金の額を増加した場合のその増加した金額又は再評価積立金を資本に組み入れた場合のその組み入れた金額に相当する金額 ②　分割法人の非適格分割型分割の日の前日の属する事業年度終了の時の資本金等の額に分割移転割合を乗じて計算した金額 ③　分割法人が適格分割型分割により分割承継法人に移転をした資産の期末時の帳簿価額から移転をした負債の期末時の帳簿価額及び適格分割型分割に係る減少利益積立金額を減算した金額 ④　適格事後設立により資産の移転を受け、又はこれと	

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
	併せて負債の移転を受けた場合における帳簿価額修正損に相当する金額 ⑤　資本の払戻し等（資本の払戻し及び解散による残余財産の一部の分配をいいます。）に係る減資資本金額（令第 8 条第 1 項第 19 号に規定する金額） ⑥　自己の株式の取得等をした場合（法第 24 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事由が生じた場合）の取得資本金額（令第 8 条第 1 項第 20 号に規定する金額） ⑦　自己の株式の取得（みなし配当が生じないもの及び対価の交付がないものに限ります。）の対価の額に相当する金額（令第 8 条第 1 項第 21 号イからホまでに掲げる事由による取得にあってはこれらに定める金額）	

⑶　根拠条文

法 2 十六、令 8

会社法適用初年度の別表四及び別表五（一）の記載例

平成 18 年 5 月期（会社法適用初年度）の別表四及び別表五（一）について、前期（平成 17 年 5 月期）の財務諸表、別表四及び別表五（一）並びに当期の財務諸表を基に記載例を示すと次のとおりとなります。

＊　上記の記載例は、会社法適用初年度に限ったものです。
　なお、会社法適用初年度とは、平成 18 年 5 月 1 日以後最初に終了する事業年度をいいます。

【平成 17 年 5 月期】（会社法適用前）

貸借対照表
平成17年5月31日現在

（単位：円）

資産の部	金　額	負債・資本の部	金　額
資産の部合計	33,000,000	負債の部合計	750,000
		資本の部	
		資本金	20,000,000
		法定準備金	
		資本準備金	1,000,000
		利益準備金	600,000
		剰余金	
		別途積立金	5,000,000
		当期未処分利益	5,650,000
		（うち当期利益）	(2,500,000)
		利益剰余金合計	11,250,000
		資本の部合計	32,250,000
資産の部合計	33,000,000	負債・資本の部合計	33,000,000

A　平成 18 年 5 月期の株主資本等変動計算書の前期末残高に移記します（A′）。

損益計算書
自　平成 16 年6月 1 日
至　平成 17 年5月 31 日　　単位：円

当期純利益	2,500,000
前期繰越利益	3,150,000
当期未処分利益	5,650,000

利益処分計算書

当期未処分利益	5,650,000
利益処分額	
利益準備金	150,000
別途積立金	1,000,000
株主配当金	1,000,000
役員賞与金	500,000
次期繰越利益	3,000,000

平成 18 年 5 月期の株主資本等変動計算書の「前期末残高」の「繰越利益剰余金」の金額は、平成 17 年 5 月期の、当期未処分利益の金額となります。

B　平成 18 年 5 月期の株主資本等変動計算書の該当欄に移記します（B′）。
なお、利益準備金 150,000 円は、平成 18 年改正前の商法第 288 条の規定により株主配当金及び役員賞与金の 10 分の 1 以上をそれぞれ利益準備金として積み立てます。

（従前の別表四及び別表五（一））

所得の金額の計算に関する明細書　　事業年度 16・6・1 17・5・31　法人名

別表四　平十七・四・一以後終了事業年

御注意　21　利益処分による賞与のうち「38」の「(2)」欄の金額など

区分		総額 ①	処分 留保 ②	処分 社外流出 ③	
当期利益又は当期欠損の額	1	円 2,500,000	円 1,000,000	配当	円 1,000,000
				賞与	500,000
				その他	
損金の額に算入した法人税（附帯税を除く。）	2				
損金の額に算入した道府県民税	3				

利益積立金額及び資本積立金額の計算に関する明細書　　事業年度 16・6・1 17・5・31　法人名

別表五(一)　平十七・四・一以後終了

Ⅰ　利益積立金額の計算に関する明細書

御注意　この表は、通常の場合の合計額

区分		期首現在利益積立金額 ①	当期中の増減 減 ②	当期中の増減 増 ③	当期利益金処分等による増減（減は赤） ④	差引翌期首現在利益積立金額 ①－②＋③＋④ ⑤
利益準備金	1	円 600,000	円	円	円 150,000	円 750,000
別途積立金	2	5,000,000			1,000,000	6,000,000
	3					
	4					
	25					
繰越損益金（損は赤）	26	△150,000	△150,000		△3,000,000	△3,000,000
納税充当金	27					
未納法人税（附帯税を除く。）	28	△	△	△	△	△
未納道府県民税（均等割額及び利子割額を含む。）	29	△	△	△	△	△
未納市町村民税（均等割額を含む。）	30	△	△	△	△	△
差引合計額	31					

Ⅱ　資本積立金額の計算に関する明細書

区分		期首現在資本積立金額 ①	当期中の増減 減 ②	当期中の増減 増 ③	差引翌期首現在資本積立金額 ①－②＋③ ④
資本準備金	32	円 1,000,000	円	円	円 1,000,000
	33				

【平成 18 年 5 月期】（会社法適用初年度）

貸借対照表
平成 18 年 5 月 31 日現在

（単位：円）

資産の部	金　額	負債・資本の部	金　額
資産の部合計	40,000,000	負債の部合計	250,000
		純資産の部	
		資本金	20,000,000
		資本剰余金	1,000,000
		利益準備金	
		利益剰余金	750,000
		その他の剰余金	
		別途積立金	6,000,000
		繰越利益剰余金	12,000,000
		利益剰余金合計	18,750,000
		株主資本合計	39,750,000
		純資産の部合計	39,750,000
資産の部合計	40,000,000	負債・純資産の部合計	40,000,000

損益計算書
自　平成 17 年6月 1 日
至　平成 18 年5月 31 日

当期純利益　単位：円　9,000,000　①′

①

株　主　資　本　等　変　動　計　算　書

（単位：円）

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				
						別途積立金	繰越利益剰余金			
前期末残高	20,000,000	1,000,000		1,000,000	600,000	5,000,000	5,650,000	11,250,000	32,250,000	32,250,000
当期変動額										
別途積立金の積立て						1,000,000	△ 1,000,000			
剰余金の配当					100,000		△ 1,100,000	△ 1,000,000	△ 1,000,000	△ 1,000,000
当期純利益							9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000
役員賞与					50,000		△ 550,000	△ 500,000	△ 500,000	△ 500,000
当期変動額合計					150,000	1,000,000	6,350,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000
当期末残高	20,000,000	1,000,000		1,000,000	750,000	6,000,000	12,000,000	18,750,000	39,750,000	39,750,000

A′

B′

平成 17 年 5 月期の利益処分の内容を記載します。

②

②′

会社法適用初年度については、直前事業年度（平成 17 年 5 月期）の利益又は剰余金の処分による期末配当（設例の場合 1,000,000 円）等については記載しません。

所得の金額の計算に関する明細書

別表四　平十八・四・一以後終了事業年度分

事業年度　17・6・1 / 18・5・31　法人名

御注意
1　平成18年5月1日前に終了する事業年度の表は、通常、記載が必要となります。
2　「③」の「その他」欄の金額に含めて「38」の「(ニ)」欄の金額は、「⑤」

区分		総額 ①	処分 留保 ②	処分 外流出 ③
当期利益又は当期欠損の額	1	9,000,000 円	9,000,000 円	配当 円 / その他
加 損金の額に算入した法人税（附帯税を除く。）	2			
加 損金の額に算入した道府県民税（利子割額を除く。）及び市町村民税	3			
加 損金の額に算入した道府県民税利子割額	4			
加 損金の額に算入した納税充当金	5			

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

別表五(一)　平十八・五・一以後終了事業年度

事業年度　17・6・1 / 18・5・31

御注意
1　この表は、通常、期首現在利益積立金＝差引翌期首現在利益積立金となります。
2　平成18年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税、道府県民税及び市町村民税の合計額の計算式がある場合には、法人税法施行規則別表五(一)付表（別表五(一)付表）

I　利益積立金額の計算に関する明細書

区分		期首現在利益積立金額 ①	当期の増減 減 ②	当期の増減 増 ③	差引翌期首現在利益積立金額 ①−②+③ ④
利益準備金	1	750,000 円	円	円	750,000 円
別途積立金	2	6,000,000			6,000,000
	3				
	4				
	5				
	25				
繰越損益金（損は赤）	26	3,000,000	3,000,000	12,000,000	12,000,000
納税充当金	27				
未納法人税（附帯税を除く。）	28	△	△	中間 △ 確定 △	△
未納道府県民税（均等割額及び利子割額を含む。）	29	△	△	中間 △ 確定 △	△
未納市町村民税（均等割額を含む。）	30	△	△	中間 △ 確定 △	△
差引合計額	31				

II　資本金等の額の計算に関する明細書

区分		期首現在資本金等の額 ①	当期の増減 減 ②	当期の増減 増 ③	差引翌期首現在資本金等の額 ①−②+③ ④
資本金又は出資金	32	20,000,000 円	円	円	20,000,000 円
資本準備金	33	1,000,000			1,000,000
	34				

平成 17 年 5 月期の別表五(一)の「差引翌期首現在利益積立金額⑤」の各欄の金額を移記します。

平成 17 年 5 月期の別表五(一)の「差引翌期首現在資本積立金額④」の各欄の金額及び前期末貸借対照表の資本金又は出資金を移記します。

別表五(一)付表　「種類資本金額の計算に関する明細書」

1　この明細書の用途

この明細書は、二以上の種類の株式又は出資を発行している法人が令第8条第2項《資本金等の額》に規定する種類資本金額を計算するために使用します。

2　各欄の記載要領

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「株式の種類」	法人が発行している株式又は出資の種類を記載します。	
「期首現在種類資本金額①」	前期分のこの明細書の「差引翌期首現在種類資本金額④」の各欄の金額（更正又は決定があった場合には、その際にお知らせしてある金額）を移記します。 なお、平成18年4月1日前に発行された二以上の種類の株式がある場合には、同日におけるこれらの種類の株式に係る種類資本金額を記載します。	平成18年4月1日前に発行された二以上の種類の株式に係る同日における種類資本金額は、次のいずれかの方法により区分します。 (1)　一の種類の株式以外の各種類の株式の発行価額の合計額をそれぞれ各種類の株式に係る種類資本金額とし、平成18年4月1日の資本金等の額からその各種類の株式に係る種類資本金額の合計額を減算した金額をその一の種類株式に係る種類資本金額とする方法 (2)　平成18年4月1日の資本金等の額を同日における発行済株式又は出資の価額の合計額で除し、これに各種類ごとの株式の同日における価額の合計額を乗じて計算した金額をその各種類の株式に係る種類資本金額とする方法 (3)　その他合理的な方法
「当期の増減」	別表五(一)「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」の「Ⅱ　資本金等の額の計算に関する明細書」の「当期の増減」の記載の仕方に準じて記載します。	平成18年4月1日以後に種類資本金額が増加し又は減少する事由が生じた場合に記載します。

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「備考」	種類資本金額に変動があった場合には、その変動があった種類の株式又は出資の名称、変動した事由、その事由ごとの変動した金額（その種類の株式又は出資の数に変動があった場合には、その変動した数を含みます。）その他参考となるべき事項を記載します。	

3　根拠条文

法 2 十六、平成 18 年改正法附則 25、令 8 ①二十ロ・②～⑤、平成 18 年改正令附則 4 ④

別表五(二)　「租税公課の納付状況等に関する明細書」

1　この明細書の用途

この明細書は、平成 18 年 5 月 1 日以後に終了する事業年度において、利益積立金額の計算上控除する法人税等の税額の発生及び納付の状況並びに納税充当金の積立て又は取崩しの状況を明らかにするために使用します。

なお、平成 18 年 5 月 1 日前に終了した事業年度におけるこの明細書の記載に当たっては、「平成 17 年版法人税申告書の記載の手引」の別表五(二)「租税公課の納付状況等に関する明細書」の記載の仕方を参照してください。

2　各欄の記載要領

欄		記　載　要　領	注　意　事　項
「法人税」の各欄	各欄共通	各欄は、法人税の基本税額（別表一(一)の「差引所得に対する法人税額 13」に相当する税額）を記載し、法人税に係る利子税、延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額についてはこの欄には記載しないで、「その他」の「利子税 21」、「加算税及び加算金 25」及び「延滞税 26」の該当欄に記載します。 なお、当期に連結法人税個別帰属額の受払いがある場合には、当該受払金額をこの欄に記載します。	
	「期首現在未納税額①」の「1」及び「2」	「1」及び「2」には、前期分のこの明細書の「期末現在未納税額⑥」の金額を記載しますが、直前期分に係る「期首現在未納税額①」は、前期分のこの明細書の「⑥」の「中間 3」の金額と「確定 4」の金額との合計額になります。	前期分の申告後に既往年度について更正等があった場合には、更正等の後の法人税額を基礎として記載します。
	「当期発生税額②」の「中間 3」及び「確定 4」	⑴　「中間 3」には、当期の中間分の税額を記載します。 ⑵　「確定 4」には、別表一(一)の「差引確定法人税額 15」の金額を記載します。	中間分の法人税額が確定分の法人税額を超える場合には、「確定 4」には、その超える金額を△印を付して記載します。
	「当期中の納付税額」の各欄	⑴　「期首現在未納税額①」又は「当期発生税額②」に記載した法人税額を当期中に納付した場合に、その納付税額を納税充当金を取り崩して納付したか、仮払金として納付したか、又は損金経理により納付したかにより、それぞれ該当欄に区分して記載します。この場合に、過誤納があるときは、各欄にそれぞれ外書きしてください。 この外書の金額は、「⑥」に移記する必要はありません。 ⑵　平成 18 年 4 月 30 日以前に仮決算をした事業年度において納税充当金（「納税充当金の計算」に記載されている納税充当金をいいます。）以外の利益積立金額を取り崩して法人税の納付に充てた場合には「充当金取崩しによる納付③」に、過誤納金等による充当があった場合に何らの経理もしていないときは「損金経理による納付⑤」に含めて記載します。この場合には、別表四の「加算」欄において加算するとともに、「減算」欄で同額を減算します。	外書の金額は、法人の確定した決算において未収金又は仮払金として計上していない場合には、別表五(一)の空欄に「未収過誤納金」等と記載の上、その合計額を「増③」に記載します。 この場合「⑤」の外書の金額は、別表四の「加算」の空欄にも記載することとなります。

欄		記　載　要　領	注　意　事　項
「法人税」の各欄	「期末現在未納税額⑥」	「確定４」に記載することとなる金額がマイナスになる場合にあってはその金額は外書き（△印を付ける。）します。 ただし、「中間３」に未納税額の記載がある場合にあってはその未納税額に相当する金額に達するまでの金額は本書きし（△印を付ける。）、「確定４」の「②」の金額と本書きした金額との差額を外書き（△印を付ける。）します。	この外書の金額は、別表五(一)の空欄に「未収還付法人税」等と記載の上「当期の増減」の「増③」に記載します。
	「計５」	「当期中の納付税額」の各欄の金額を合計した金額は、別表五(一)の「未納法人税（附帯税を除く。）28」の「減②」の金額と符合します。	
「道府県民税」の各欄	各欄共通	原則として「法人税」の各欄の記載に準じます。	基本税額（均等割額を含みます。）及び道府県民税利子割額のみについて記載し、加算金及び延滞金についてはこの欄には記載しません。
	「期首現在未納税額①」の「6」及び「7」	「６」及び「７」には、前期分のこの明細書の「期末現在未納税額⑥」の金額を記載しますが、その金額が、支店等の税率が異なっていることなどにより標準税率を基として算出されたものであるときは、当期において申告等により具体的に確定した金額を記載します。	
	「当期発生税額②」の「利子割８」、「中間９」及び「確定10」	⑴　「利子割８」には、当期中に支払を受ける利子等（当期末までに、その利払期の到来しているものに限ります。）に係る道府県民税利子割額を記載します。 ⑵　「中間９」及び「確定10」には、その事業年度の法人税を基礎として地方税法の規定により算出した道府県民税額を記載します。ただし、支店等が他の都道府県にある場合には、標準税率により算出した税額を記載しても差し支えありません。	
「市町村民税」の各欄		「法人税」及び「道府県民税」の各欄の記載に準じて記載します。	
「事業税」の各欄	「17」から「19」までの各欄	「道府県民税」の「６」、「７」及び「９」の記載に準じて記載します。この場合、前期の確定分の税額は「18」の「②」に記載します。	「当期中の納付税額」の各欄に記載した金額のうち前事業年度までに既に損金の額に算入された事業税の額がある場合には、その既に損金の額に算入された事業税の額に相当する金額については、別表四の「加算」の空欄に「事業税認定損」等として「総額①」及び「留保②」に記載します。
	「仮払経理による納付④」	別表四の「減算」の空欄に「仮払事業税認定損」等として「総額①」及び「留保②」に記載します。	

欄		記　載　要　領	注　意　事　項
「事業税」の各欄	「損金経理による納付⑤」	未払金として経理した金額を含めて記載します。	当期分の事業税は、当期の損金の額に算入されませんから、別表四で加算することになります。
「その他」の各欄	「当期中の納付税額」の各欄	「法人税」の「当期中の納付税額」の各欄の記載に準じて記載します。 なお、「21」以下の各欄の「損金経理による納付⑤」には、未払金として経理した金額を含めて記載します。したがって、この経理をした金額は、その後は期首及び期末の未納税額に記載しません。	
	「延滞金（延納に係るもの）22」	地方税法第 65 条、第 72 条の 45 の 2 及び第 327 条の規定による納期限の延長を受けた期間に係る延滞金について記載し、その他の期間に係る延滞金については「損金不算入のもの」の「延滞金（延納分を除く。）27」に記載します。	
「納税充当金の計算」の各欄	「33」	平成 18 年 4 月 30 日以前に仮決算をした事業年度において他の利益積立金額を取り崩して納税充当金へ繰り入れた金額（他の利益積立金額を取り崩して税金等の納付に充てたものを含みます。）、還付を受けた法人税等の金額で納税充当金へ繰り入れた金額等法人が損金経理により繰り入れた金額以外の繰入額を記載します。 なお、空欄には、例えば「別途積立金」又は「還付法人税」等と記載します。	「33」に記載した金額が例えば、利益積立金額を取り崩したものである場合又は前期以前において生じた還付金を当期に納税充当金として受け入れた場合には、別表五(一)の「納税充当金 27」の「増③」に記載するとともに、該当欄の「減②」に同額を記載し、別表四には関係させません。
	「損金算入のもの 37」	「利子税 21」から「24」までの「充当金取崩しによる納付③」の金額の合計額を記載します。	
	「損金不算入のもの 38」	「加算税及び加算金 25」から「30」までの「充当金取崩しによる納付③」の金額の合計額を記載します。	
	「39」	納税充当金の取崩額のうち「法人税額等 35」から「損金不算入のもの 38」まで及び「仮払税金消却 40」以外により取り崩した金額を記載します。	
	「仮払税金消却 40」	前期以前に納付した税金を仮払金等として経理していた金額について当期において納税充当金を取り崩して消却した金額を記載します。	この場合には、別表五(一)において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当金 27」の「減②」に同額を記載します。

別表六(一)　「所得税額の控除及びみなし配当金額の一部の控除に関する明細書」

1　所得税額の控除に関する明細書

⑴　この明細書の用途

この明細書は、法人が当期中に支払を受ける利子及び配当等並びに償還差益について課された所得税の額について、法第 68 条第 1 項《所得税額の控除》の規定により当期の所得に対する法人税の額からその所得税の額の控除を受ける場合に使用します。

⑵　記載の手順

この明細書は、まず、中段の「公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は投資信託及び特定目的信託の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算」及び「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」(「7」以下)を記載し、次に上段の各欄(「1」から「6」まで)を記載します。

⑶　各欄の記載要領

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「公社債の利子等 2」	公債又は社債の利子のほか、割引債に係る償還差益がある場合には、その償還差益を含めて記載します。	
「投資信託及び特定目的信託の収益の分配 4」	証券投資信託の収益の分配の額のうち、措置法第 67 条の6に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合には、その額を上段に内書として記載します。	
「その他 5」	所得税法第 174 条第 3 号から第 10 号までに規定する給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額を記載します。 なお、内書には、所得税法第 174 条第 3 号から第 8 号までに規定する給付補てん金、利息、利益又は差益の額及びみなし配当の額並びに措置法第 41 条の 9 第 2 項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等の額を記載します。	この内訳は、下欄の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」に記載します。
「収入金額①」	当期中に支払を受ける金額(所得税込みの金額をいい、利子等については、当期末までにその利払期の到来しているものに限ります。)を記載し、「①について課される所得税額②」には、その支払を受ける金額について課される所得税の額を記載します。	
「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄	⑴　「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配 1」及び「その他 5」には、「①について課される所得税額②」の金額をそのまま記載します。 ⑵　「公社債の利子等 2」、「剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配(みなし配当等を除く。) 3」及び「投資信託及び特定目的信託の収益の分配 4」には、利子配当等の計算期間のうち元本を所有していた期間(以下「元本の所有期間」といいます。)に対応する部分の額のそれぞれの合計額を、「公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は投資信託及び特定目的信託の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計	

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
	算」の「個別法による場合」又は「銘柄別簡便法による場合」のいずれかの方法により計算して記載します。	
「公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は投資信託及び特定目的信託の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算」の各欄	元本の所有期間に対応する部分の額の計算について、令第 140 条の 2 第 2 項《種類、銘柄及び元本の所有期間の異なるものごとに、個別に計算する方法》の規定の適用を受ける場合には「個別法による場合」の各欄を、同条第 3 項《元本の増加分について所得税額の 2 分の 1 を控除する簡便計算法》の規定の適用を受ける場合には「銘柄別簡便法による場合」の各欄を、それぞれ記載します。	銘柄別簡便法による場合には、①公社債、②株式及び出資又は③投資信託及び特定目的信託の受益証券の 3 グループに区分し、さらにその元本をその利子配当等の計算の基礎となった期間が 1 年を超えるものと 1 年以下のものとに区分し、その区分に属する元本のすべてについて、その銘柄ごとに、簡便計算法を適用することになります。 なお、国内追加型投資信託とそれ以外の投資信託は別のグループに区分することができます。
「利子配当等の計算基礎期間 9」及び「⑼のうち元本所有期間 10」	利子配当等が剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配（以下「配当等」といいます。）である場合には、その配当等（以下「判定対象配当等」といいます。）の直前にその判定対象配当等を支払う法人から受けた配当等の支払に係る基準日の翌日からその判定対象配当等の支払に係る基準日までの期間を「利子配当等の計算基礎期間 9」に記載します。 月数は、暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。 なお、設定により取得した国内追加型投資信託については、この欄の記載を省略し、「所有期間割合 11」欄に、「1.000」と記載して控除を受ける所得税額を計算してください。	
「利子配当等の計算期末の所有元本数等 15」及び「利子配当等の計算期首の所有元本数等 16」	公社債については所有元本の額面金額により、口数の定めがない出資については所有元本の金額により、その他のものについては所有元本の数により記載します。	
「$\frac{⑮-⑯}{2\ 又は\ 12}$ 17」	次の場合に応じ、次により記載します。 ⑴　利子配当等の計算期間が 1 年以下であるものの元本の場合　……　$\frac{⑮-⑯}{2\ \cancel{又は\ 12}}$ ⑵　利子配当等の計算期間が 1 年を超えるものの元本の場合 ……　$\frac{⑮-⑯}{\cancel{2\ 又は}\ 12}$	

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の各欄	「その他５」に記載した給付補てん金等についてその内訳を記載します。この場合、「控除を受ける所得税額21」は、その収入金額について源泉徴収された所得税の額を記載し、また、「参考」には、賞金、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配、懸賞金付預貯金等の懸賞金等、みなし配当等の別、源泉徴収された所得税額を証明する書類の有無、その他控除税額の計算について参考となるような事項を記載します。	この欄に記載しきれないときは、その明細をこの内訳の様式により別紙に記載して添付してください。

㈱　道府県民税利子割額は、この明細書には記載しません。

⑷　根拠条文

法68、令140の2、措置法41の9④、41の12④、措置法令26の10③、26の11、措置法規則19の4②

２　みなし配当金額の一部の控除に関する明細書

この明細書は、内国法人が昭和42年改正前の法第69条第1項《みなし配当金額の一部の控除》の規定の適用を受ける場合に使用します。

別表七(一)　「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」

1　この明細書の用途

この明細書は、次に掲げる場合に使用します。

イ　法人が青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額（以下「青色欠損金額」といいます。）のうち、当期首前7年以内に生じたものについて法第57条《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》の規定の適用を受ける場合、又は当期首前5年以内に生じたものについて平成16年改正前の法第57条《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》の規定の適用を受ける場合

㈱　この制度の青色欠損金額の繰越期間は、平成16年度税制改正により、「5年」から「7年」に延長されていますが、改正後の規定は、法人の平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた青色欠損金額について適用され、法人の同日前に開始した事業年度において生じた青色欠損金額の繰越期間は従前どおり「5年」とされています。したがって、例えば、年1回3月末決算の法人の場合には、平成19年3月期は、当該事業年度開始の日前5年以内に開始した事業年度において生じた青色欠損金額が繰越控除の対象となりますので、ご注意ください。

ロ　法人が、当期の欠損金額のうちに、棚卸資産、固定資産又は令第114条《固定資産に準ずる繰延資産》に規定する繰延資産について災害による損失の金額（以下「災害損失金」といいます。）があるときに、当該災害損失金につき翌期以後に法第58条《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》の規定による繰越控除制度の適用を受けようとする場合又は当期首前7年以内に生じた災害損失金について同条の規定の適用を受ける場合若しくは当期首前5年以内に生じた災害損失金について平成16年改正前の法第58条《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》の規定の適用を受ける場合

㈱　この制度の災害損失金の繰越期間は、平成16年度税制改正により、「5年」から「7年」に延長されていますが、改正後の規定は、法人の平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた災害損失金について適用され、法人の同日前に開始した事業年度において生じた災害損失金の繰越期間は従前どおり「5年」とされています。したがって、例えば、年1回3月末決算の法人の場合には、平成19年3月期は、当該事業年度開始の日前5年以内に開始した事業年度において生じた災害損失金が繰越控除の対象となりますので、ご注意ください。

ハ　青色申告法人が、次表に掲げる欠損金について、それぞれ次表に掲げる制度の適用を受ける場合

欠　損　金	制　度
①　平成16年改正前の措置法第66条の12第1項《産業活力再生特別措置法に規定する事業再構築計画に基づく設備廃棄等により生ずる損失に係る欠損金の繰越期間の特例》に規定する設備廃棄による欠損金額	同条による7年間の繰越控除制度
②　平成13年改正前の措置法第66条の12第1項《特定農産加工業者の設備廃棄により生ずる損失に係る欠損金の繰越期間の特例》に規定する設備廃棄による欠損金額	同条による7年間の繰越控除制度
③　平成11年改正前の措置法第66条の12《特定農産加工業者の設備廃棄により生ずる損失に係る欠損金の繰越期間の特例》に規定する設備廃棄による欠損金額	同条による10年間の繰越控除制度
④　平成7年改正前の措置法第66条の12《特定の事業者の設備廃棄により生ずる損失に係る欠損金の繰越期間の特例》に規定する設備廃棄による欠損金額	同条による10年間の繰越控除制度

ニ　青色申告法人が、次表に掲げる特例欠損金について、それぞれ次表に掲げる制度の適用を受ける場合

特　例　欠　損　金	制　度
①　平成16年改正前の措置法第66条の13《特定対内投資事業者等の特例欠損金の繰越期間の特例》に規定する特例欠損金額	同条による7年間の繰越控除制度

特　例　欠　損　金	制　度
②　平成 12 年改正前の措置法第 66 条の 13 《特定の中小企業者の特例欠損金の繰越期間の特例》に規定する特例欠損金額	同条による 10 年間の繰越控除制度

2　各欄の記載要領

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「控除未済欠損金額 1」	⑴　上記イからニまでの欠損金額のうち、当期首前7年(平成 13 年3月 31 日以前に開始した事業年度において生じたイ及びロの欠損金額については 5 年、ハの③及び④並びにニの②の欠損金額については 10 年）以内に開始した事業年度に生じたもの(欠損金額としてみなされた金額を含みます。）で、過去に繰越控除又は繰戻しを受けなかった金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度の分から順次記載します。 ⑵　法第 57 条第 2 項に規定する適格合併等、同条第 5 項に規定する適格合併等又は法第 58 条第 2 項に規定する適格合併等を行った事業年度である場合には、別表七(一)付表一の「３」の欄の金額を移記します。 　また、当期が法第 57 条第 6 項に規定する分割型分割の日の前日の属する事業年度（令第 112 条第 16 項に規定する分割型分割の日の前日の属する事業年度を除きます。）又は法第 57 条第 6 項に規定する承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度である場合には同項又は平成 16 年改正前の法第 57 条第6項の規定により当該法人の欠損金額とみなされる法第 81 条の 9 第 5 項に規定する連結欠損金個別帰属額(当期が合併等事業年度に該当する場合には、別表七(一)付表一「３」の欄の金額）を記載します。 　なお、当期前の各期において生じた欠損金額（欠損金額とみなされたものを含みます。）のうち、法第 57 条第 9 項（令第 112 条第 18 項の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）若しくは第 58 条第 4 項又は平成 16 年改正前の法第 57 条第 9 項（令第 112 条第 18 項の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）若しくは平成 16 年改正前の法第 58 条第 4 項の規定によりないものとされる欠損金額及び令第 112 条第 12 項第 3 号に定める欠損金額並びに当該法人が法第 57 条の 2 第 1 項に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額は、記載しません。	上記ハ①は、平成 11 年 10 月 1 日以後に行った設備廃棄等による欠損金額のうち平成 13 年 3 月 31 日以前に開始した事業業年度において生じたものに限り適用されます。 上記ハ②は、平成 11 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの間に行った設備廃棄による欠損金額に限り適用されます。 上記ハ③は、当期首前 10 年以内に開始した事業年度で生じた欠損金額のうち平成 11 年 3 月 31 日以前に行った設備廃棄による欠損金額に限り適用されます。 上記ハ④は、当期首前 10 年以内に開始した事業年度で生じた欠損金額のうち平成 7 年 3 月 31 日以前に産業構造転換円滑化臨時措置法の承認がされた事業適応計画に基づき、平成 7 年 12 月 31 日までの間に行った設備廃棄による欠損金額に限り適用されます。 上記ニ①は、平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までに開始した事業年度において生じた特例欠損金額に限り適用されます。 上記ニ②は、平成 6 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までに開始した事業年度において生じた特例欠損金額に限り適用されます。
「当期控除額 2」	別表四「差引計 36」の「総額①」の金額から（別表七(二)「11」又は「22」）の金額を控除した金額を限度として、古い事業年度の分から順次補てんするものとしてその控除	同一事業年度に次に掲げる欠損金等がある場合の当期控除額は、 次に掲

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
	できる金額を記載します。	げる金額の順序に従って成るものとして記載します。 ⑴　青色欠損金額、災害損失金又は特例欠損金額 ⑵　設備廃棄による欠損金額
「当期分」の各欄	当期の別表四の「所得金額又は欠損金額 38」の「総額①」に欠損金額の記載がある場合に、その欠損金額を「当期分」の「欠損金額」に記載するとともに、その内訳を「同上のうち」の各欄に記載します。 なお、「災害損失金」は、当期が青色申告書を提出することができない事業年度であり、かつ、その欠損金額のうちに災害による損失がある場合に、この表の「繰越控除の対象となる損失の額 10」の金額を移記します。	「欠損金額」の「③」には記載しないでください。
「欠損金の繰戻し額」	「青色欠損金」のうち法第 80 条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用を受ける場合にその適用を受ける金額を記載します。 ㈱　当期が平成 4 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度である場合には、次に該当する欠損金額を除き、法第 80 条の規定の適用を受けることはできませんので、この欄には、記載しないでください。 ⑴　中小企業者に該当する法人の設立等の日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後 5 年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度において生じた欠損金額 ⑵　解散（適格合併による解散及び合併類似適格分割型分割後の解散を除きます。）、事業の全部の譲渡等の事実が生じた場合において、その事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額 ⑶　産業活力再生特別措置法に規定する事業再構築計画の認定及び確認を受けた法人等が行った一定の設備廃棄等による欠損金額 ⑷　旧中小企業経営革新支援法（旧沖縄振興特別措置法により読み替えて適用される場合を含みます。）に規定する承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う中小企業者又は旧沖縄振興特別措置法に規定する特定中小企業者で旧中小企業経営革新支援法に規定する確認を受けたものの平成 11 年 7 月 2 日から平成 17 年 4 月 12 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額	
「災害により生じた損失の額の計算」の各欄　「災害の種類」	震災、風水害、火災等の災害の種類を記載します。災害の呼称が定められているものは、その災害の呼称を記載します。	
「災害により生じた損失の額の計算」の各欄　「災害のやんだ日」	災害が引き続き発生するおそれがなくなり、災害復旧に着手できる状態になった日を記載します。	

<table>
<tr><th colspan="2">欄</th><th>記　載　要　領</th><th>注　意　事　項</th></tr>
<tr><td>「災害により生じた損失の額の計算」の各欄</td><td>「災害により生じた損失の額」の各欄</td><td>棚卸資産と固定資産（固定資産に準ずる繰延資産を含みます。）とに区分して記載します。
なお、その明細を次の表により別紙に記載して添付してください。

災害損失のあった資産の種類別の明細書
<table><tr><th rowspan="2">資産の種　類</th><th rowspan="2">災害前の帳簿価額</th><th colspan="3">災害により生じた損失の額</th></tr><tr><th>滅失等による損失</th><th>原状回復の費用</th><th>計</th></tr><tr><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr></table></td><td></td></tr>
</table>

3　根拠条文

法 57、57 の 2、58、平成 16 年改正前の法 57、58、平成 16 年改正法附則 13、令 114～116、措置法 66 の 14、平成 17 年改正前の措置法 66 の 12、平成 17 年改正法附則 1 十九、39、平成 16 年改正前の措置法 66 の 12、66 の 13、平成 16 年改正法附則 44、平成 13 年改正前の措置法 66 の 12、平成 12 年改正前の措置法 66 の 13、平成 11 年改正前の措置法 66 の 12、平成 8 年改正前の措置法 63 の 2⑤、平成 8 年改正措置法附則 15③、平成 7 年改正前の措置法 66 の 12、平成 7 年改正措置法附則 32、措置法令 39 の 23、39 の 24、平成 13 年改正前の措置法令 39 の 23、措置法規則 22 の 12、22 の 13

別表八　「受取配当等の益金不算入に関する明細書」

1　この明細書の用途

この明細書は、法人が内国法人から受ける配当金等の額について法第 23 条《受取配当等の益金不算入》（措置法第 67 条の 6 又は第 67 条の 7 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例等》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に使用します。

2　記載の手順

この明細書の記載の順序は、まず「受取配当等の金額の明細」の各欄を記載し、次に負債利子控除の計算を、①令第 22 条第 1 項又は第 2 項《当年度実績による負債利子等の計算》による場合には、「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄及び「当年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄を記載し、②令第 22 条第 3 項《基準年度実績による負債利子等の計算》による場合には「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄を記載します。

㈱ 1　令第 22 条第 3 項による場合には、「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄の記載を要しません。

2　令第 22 条第 3 項の規定は、平成 10 年 4 月 1 日に存する法人について適用がありますが、次に掲げる場合はそれぞれ次によります。

⑴　当該法人が平成 13 年 4 月 1 日以後に行われる適格合併に係る合併法人である場合には、当該法人及び当該適格合併に係る被合併法人のすべてが平成 10 年 4 月 1 日に存していたもの（当該適格合併が法人を設立する合併である場合にあっては、当該適格合併に係る被合併法人のすべてが同日に存していたもの）に限ります。

⑵　当該法人（⑴に該当する法人を除きます。）が平成 10 年 4 月 1 日後平成 13 年 3 月 31 日以前に行われた銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律第 3 条第 1 項に規定する合併に係る合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が平成 10 年 4 月 1 日に存していたものを含み、当該法人（⑴に該当する法人を除きます。）が平成 10 年 4 月 1 日後平成 13 年 3 月 31 日以前に行われた同項に規定する合併以外の合併に係る合併法人である場合には、当該法人及び当該合併に係る被合併法人のすべてが平成 10 年 4 月 1 日に存していたものに限ります。

3　各欄の記載要領

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「当期に支払う負債利子等の額 2」及び「当期に支払う負債利子等の額 14」	当期に支払う負債利子のほか、令第 21 条《負債利子に準ずるもの》に掲げるものも含めて記載します。	措置法第 66 条の 5 第 1 項《国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例》の規定により損金の額に算入されない負債の利子の金額がある場合には、その損金の額に算入されない負債の利子の金額は、当期に支払う負債の利子等の額から控除します。
「連結法人に支払う負債利子等の額 3」	当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に支払う負債の利子の額を記載します。	

欄		記　載　要　領	注　意　事　項
「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄	「平成 10 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額 15」	平成 10 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度において支払った負債利子等の額の合計額を記載します。	これらの事業年度のうちに株式等を所有していなかったため配当等の額から控除すべき負債利子等の額がない事業年度がある場合には、 その控除すべき負債利子等の額のない事業年度の負債利子等の額は含めません。
	「同上の各事業年度の連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等に係る負債利子等の額の合計額 16」	「15」に記載した金額のうち、その各事業年度の連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等の配当等から控除すべきものとして計算した負債利子等の額の合計額を記載します。	平成 10 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額につき法第 23 条及び令第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定を適用して計算した負債利子等の額の合計額を記載します。
	「⒂の各事業年度の関係法人株式等に係る負債利子等の額の合計額 20」	「15」に記載した金額のうち、その各事業年度の関係法人株式等の配当等から控除すべきものとして計算した負債利子等の額の合計額を記載します。	
「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄	「総資産の帳簿価額 25」	確定決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額（繰越欠損金、両建勘定、返品債権特別勘定など資産の帳簿価額に含まれないものは控除したところによります。）を記載します。	税効果会計を採用している場合に計上される繰延税金資産勘定の金額は、総資産の帳簿価額の合計額に含まれます。
	「連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等 26」	次の⑴から⑷に掲げる金額（法人が連結法人である場合にあっては⑴から⑸に掲げる金額）の合計額から⑹に掲げる金額を減算した金額を記載します。 ⑴　固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて積立金として積み立てている金額 ⑵　特別償却準備金として積み立てている金額 ⑶　土地の再評価に関する法律第 3 条第 1 項の規定により再評価が行われた土地に係る同法第 7 条第 2 項に規定する再評価差額金が貸借対照表に計上されている場合のその土地に係る再評価差額に相当する金額 ⑷　その他有価証券（売買目的有価証券及び満期保有目的等有価証券以外の有価証券をいいます。以下同じ。）に係る評価益等相当額 ⑸　法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する負債（借入金その他利子の支払の基因となるものに限ります。）の額に相当する金額 ⑹　その他有価証券に係る評価損等相当額	税効果会計を採用している場合において、剰余金の処分により圧縮積立金又は特別償却準備金を積み立てているときは、当該積立金等に係る税効果相当額も含めて記載します。
	「連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式及び出資等の帳簿価額 28」及び「関係法人株式等の帳簿価額 30」	各期末における税務計算上の帳簿価額により、次により記載します。 ⑴　この場合の連結法人株式等とは、連結法人の株式又は出資のうち、当該事業年度開始の日から当該事業年度終了の日まで継続して他の内国法人との間に連結完全支配関係があった場合（当該他の内国法人が当該事業年度の	「前期末現在額」には、連結法人株式等及び関係法人株式等とこれら以外の株式等との区分が前期と当期とで異なる場合であっても、前期のこの明

欄		記　載　要　領	注　意　事　項
「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄		中途において設立された法人である場合にあっては、当該他の内国法人の設立の日から当該事業年度終了の日まで継続して当該内国法人との間に連結完全支配関係があった場合）の当該他の内国法人の株式又は出資をいいます。 (2)　この場合の関係法人株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等又は人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の 25%以上に相当する数又は金額の株式又は出資（連結法人株式等を除きます。）を、当該事業年度終了の日以前 6 月以上（当該他の内国法人が当該事業年度終了の日以前 6 月以内に設立された法人である場合には、設立の日から当該事業年度終了の日まで）引き続いて有している場合における当該他の内国法人の株式又は出資のほか、令第 22 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される同条第 1 項第 2 号に掲げるものをいいます。 (3)　「30」は、措置法第 3 条の 2 に規定する特定株式投資信託（外国株価指数連動型特定株式投資信託を除きます。以下同じ。）及び措置法第 68 条の 3 の 4 第 1 項に規定する特定投資信託（同項第 1 号ロ及びハに掲げる要件を満たすものを除きます。以下同じ。）がある場合には、その帳簿価額を含めて記載します。	細書の当期末現在額の金額をそのまま記載します。
	「受益証券の帳簿価額の $\frac{1}{2又は4}$ 相当額 29」	各期末における税務計算上の帳簿価額により記載します。 なお、公社債投資信託、外国投資信託、特定株式投資信託及び特定外貨建等証券投資信託以外の証券投資信託の受益証券についてはその帳簿価額の2分の1相当額により、外貨建等証券投資信託のうち特定外貨建等証券投資信託以外のものについてはその帳簿価額の4分の1相当額によります。	外貨建等証券投資信託とは、信託約款において信託財産の 50%超を外貨建資産又は株式以外の資産で運用することができることとされている証券投資信託をいい、このうち、75%超を外貨建資産又は株式以外の資産で運用することができることとされているものを特定外貨建等証券投資信託といいます。
「受取配当等の金額の明細」の各欄	「連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等」	「受取配当等の金額の明細」の各欄を記載する場合の連結法人株式等又は関係法人株式等とは、次によります。 (1)　この場合の連結法人株式等とは、連結法人の株式又は出資のうち、その配当等の額の計算対象期間（当該配当等の額の支払を受ける直前に当該配当等の額を支払う他の内国法人から支払を受けた配当等の額の支払に係る基準日の翌日から当該基準日までの期間をいいます。）の開始の日から当該計算対象期間の末日まで継続して内国法人（当該内国法人が当該計算対象期間内に当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人からその支払を受ける配当等の額の元本である株式又は出資の移転を受けた場合で、当該内国法人が当該末日において連結子法人であったときは、その連結親法人）とその支払を受ける配当等の額を支払う他の内国法人との間に連結完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式又は	

欄		記　載　要　領	注　意　事　項
「受取配当等の金額の明細」の各欄		出資をいいます。 ⑵　この場合の関係法人株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等又は人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の 25%以上に相当する数又は金額の株式又は出資（連結法人株式等を除きます。）を、当該内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る効力が生ずる日以前 6 月以上（当該他の内国法人が当該効力が生ずる日以前 6 月以内に設立された法人である場合には、設立の日から当該効力が生ずる日まで）引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式又は出資のほか、令第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げるものをいいます。	
	「受取配当等の金額 31」、「受取配当等の金額 34」及び「受取配当等の金額 37」	当期において内国法人から受けた剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除きます。）、利益の配当（分割型分割によるものを除きます。）、剰余金の分配（出資に係るものに限ります。）若しくは特定株式投資信託若しくは特定投資信託の収益の分配の額又は公社債投資信託、外国投資信託、特定株式投資信託及び特定外貨建等証券投資信託以外の証券投資信託の収益の分配額（令第 19 条の 3 第 1 項《証券投資信託の収益の分配のうち配当等の額から成る部分の金額》に規定する 2 分の 1（外貨建等証券投資信託のうち特定外貨建等証券投資信託以外のものの収益の分配については 4 分の 1）に相当する金額によります。）（以下これらを「受取配当等の額」といいます。）をその内国法人又は銘柄別に、また、「連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等」に係る配当等と「関係法人株式等」に係る配当等と「連結法人株式等」に係る配当等とにそれぞれ区分して記載します。	⑴　外国法人又は公益法人等若しくは人格のない社団等から受ける受取配当等の額は配当等の収入金額から除かれます。 ⑵　法第 24 条の規定によるみなし配当の額がある場合には、別欄として記載し、その発生理由を付記してください。
	「左のうち益金の額に算入される金額 32」及び「左のうち益金の額に算入される金額 35」	受取配当等の額（みなし配当の額を除きます。）の元本たる株式等のうちにその配当等の額の支払に係る基準日（信託の収益の分配にあっては、その計算の基礎となった期間の末日）以前 1 月以内に取得し、かつ、当該基準日後 2 月以内に譲渡したものがある場合に、その株式等について受けた受取配当等の額につき、「連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等」に係る配当等と「関係法人株式等」に係る配当等とにそれぞれ区分して記載します。	同じ銘柄の一部につきその配当等の額の支払に係る基準日以前 1 月以内に取得したものと当該基準日後 2 月以内に譲渡したものとがある場合には、その該当するものの数は、令第 20 条《益金に算入される配当等の元本たる株式等》の規定により、その配当等の額の支払に係る基準日以前 1 月以内に取得したものとそれ以前から所有していたものとが平均的にその末日後2月以内に譲渡されたものとして計算した数によります。

4　根拠条文

法 23、24、令 19～23、規則 8 の 4、措置法 67 の 6、67 の 7

別表十一(一)　「個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

1　この明細書の用途

この明細書は、法人が法第 52 条第 1 項《個別評価金銭債権に係る貸倒引当金》の規定の適用を受ける場合に使用します。

㈱　法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する金銭債権は、貸倒引当金の繰入対象となりませんので、ご注意ください。

2　各欄の記載要領

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「住所又は所在地 1」及び「氏名又は名称 2」	債務者の住所又は所在地及び氏名又は名称を記載します。 この場合において、その債務者が令第 96 条第 1 項第 4 号に規定する外国の政府、中央銀行又は地方公共団体である場合には、「2」のかっこの中にその別を記載します。	法人の有する金銭債権が法第 52 条第 1 項に規定する「その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権」であるかどうかは、当該金銭債権に係る債務者ごとに判定します。
「個別評価の事由 3」	「令第 96 条第 1 項第　号　該当」の空欄には、個別評価の事由が令第 96 条第 1 項各号のいずれに該当するかを記載します。	
「当期繰入額 5」	当期において損金経理により個別評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定へ繰り入れた金額を記載します。	この金額には、貸倒引当金として繰り入れたもののほか、会社計算規則第 5 条第 4 項に規定する取立不能見込額として金銭債権の額から控除する方法で表示した金額又は金銭債権の額を直接減額して財務諸表の注記等による方法で表示した金額のうち、総勘定元帳等において個別評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定に繰り入れたものであることが明らかにされている金額を含みます。
「個別評価金銭債権の額 6」	繰入限度額の基礎となる金額として法第 52 条第 1 項に規定する個別評価金銭債権の額を記載します。	
「⑹のうち 5 年以内に弁済される金額 7」	「6」の個別評価金銭債権が令第 96 条第 1 項第 1 号に該当する場合に、その該当することとなった事業年度終了の日の翌日から 5 年を経過する日までに弁済されることとなっている金額を記載します。	
「⑹のうち取立て等の見込額」の各欄	担保権の実行、金融機関又は保証機関による保証債務の履行その他により取立て又は弁済の見込みがあると認めら	

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
	れる部分の金額を記載します。	
「⑹のうち実質的に債権とみられない部分の金額 12」	債務者から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられない部分の金額を記載します。	
「繰入限度額」の各欄	「6」の金銭債権が令第 96 条第 1 項各号のいずれに該当するかに応じ、次の金額を記載します。 ⑴　第 1 号、第 2 号に該当する場合　「13」の金額 ⑵　第 3 号、第 4 号に該当する場合　「13」の金額×50%	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れを行う場合には、令第 96 条第 1 項各号に規定する事由が生じていることを証する書類その他の関係書類の保存が必要です。
「貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額 19」	「6」の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合には、「5」と（「14」、「15」、「16」又は「17」）のうち少ない金額を記載します。	「計」の金額は、当期又は翌期以後の別表十一(一の二)の「12」欄に記載する金額の基礎となります。
「⑳の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の同上の金額 22」	「20」の金銭債権が令第 96 条第 2 項第 2 号イに規定する売掛債権等である場合に、前期のこの明細書の「貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額 19」の金額を記載します。	
「㉓又は㉔に金額の記載がある場合の㉒の金額 25」	「23」又は「24」に金額の記載がある場合の「22」の金額を記載し、「計」には債務者ごとの「25」の金額の合計額を記載します。	「計」の金額は、翌期以後の別表十一(一の二)の「14」欄に記載する金額の基礎となります。

3　根拠条文

法 52、令 96、規則 25 の 2～25 の 4

別表十一(一の二)　「一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

1　この明細書の用途

この明細書は、法人が法第 52 条第 2 項《一括評価金銭債権に係る貸倒引当金》又は措置法第 57 条の 10《中小企業等の貸倒引当金の特例》の規定の適用を受ける場合に使用します。

㈱　法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する金銭債権は、貸倒引当金の繰入対象となりませんので、ご注意ください。

2　記載の手順

この明細書の記載の順序は、まず中段の「一括評価金銭債権の明細」及び下段の「基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細」の各欄を記載し、次に上段の各欄（「1」から「20」まで）を記載します。

3　各欄の記載要領

<table>
<tr><th>欄</th><th>記　載　要　領</th><th>注　意　事　項</th></tr>
<tr><td>「当期繰入額 1」</td><td>当期において損金経理により一括評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定へ繰り入れた金額を記載します。</td><td>この金額には、貸倒引当金として繰り入れたもののほか、会社計算規則第 5 条第 4 項に規定する取立不能見込額として金銭債権の額から控除する方法で表示した金額又は金銭債権の額を直接減額して財務諸表の注記等による方法で表示した金額のうち、総勘定元帳等において一括評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定に繰り入れたものであることが明らかにされている金額を含みます。</td></tr>
<tr><td>「法定の繰入率 5」</td><td>分子の空欄には、中小法人が貸倒引当金の繰入限度額を計算する場合の繰入率を、措置法令第 33 条の 9 第 4 項各号に規定する法定の繰入率による場合に、その営む主たる事業の区分に応じて、次の数を記載します。
<table>
<tr><th>事　業</th><th>小売業
卸売及び業</th><th>製造業</th><th>保険業
金融及び業</th><th>小売業等
割賦販売</th><th>事業
その他の業</th></tr>
<tr><td>分子の数</td><td>10</td><td>8</td><td>3</td><td>13</td><td>6</td></tr>
</table></td><td>「中小法人」とは、「期末における資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える普通法人並びに保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社」以外の法人をいいます。
「卸売及び小売業」には、飲食店業及び料理店業を含みます。
「製造業」には、電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理業を含みます。
「割賦販売小売業等」とは、割賦販売小売業及び</td></tr>
</table>

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
		割賦購入あっせん業をいいます。 ㈱　「割賦販売小売業」とは、割賦販売法第2条第1項第1号《定義》に規定する割賦販売の方法により行う小売業をいい、「割賦購入あっせん業」とは、同条第3項第1号又は第2号に規定する割賦購入あっせんを行う事業をいいます。
「繰入限度額 6」	次の法人の区分に応じて、それぞれ次により記載します。 ⑴　大法人の場合 ((2)×(3))　~~又は ((4)×(5))~~ ⑵　公益法人等・協同組合等以外の中小法人の場合 「((2)×(3))　又は　((4)×(5))」の計算は、貸倒引当金の繰入限度額を計算するときの繰入率を次のいずれによるかに応じ、それぞれ次によります。 ①「貸倒実績率3」による場合 ((2)×(3))　~~又は ((4)×(5))~~ ②「法定の繰入率5」による場合 ~~((2)×(3))　又は~~ ((4)×(5))	⑴　「大法人」とは、期末における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人並びに保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社をいいます。 ⑵　一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算における繰入率を「貸倒実績率3」によるか「法定の繰入率5」によるかは、法人の選択によります。
「公益法人等・協同組合等の繰入限度額 7」	公益法人等及び協同組合等に限り、次の場合に応じてそれぞれ次により記載します。 ⑴　「貸倒実績率3」による場合 $((2)\times(3)\times\frac{116}{100})$　~~又は~~ $((4)\times(5)\times\frac{116}{100})$ ⑵　「法定の繰入率5」による場合 ~~$((2)\times(3)\times\frac{116}{100})$　又は~~ $((4)\times(5)\times\frac{116}{100})$	
「貸倒実績率の計算」の各欄　各欄共通	各欄は、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額を計算する場合の繰入率につき、令第96条第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。	
「貸倒実績率の計算」の各欄　「前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度)末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額 9」	当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度が次に掲げる区分のいずれであるかに応じ、それぞれ次の額の合計額を記載します。 ⑴　当該各事業年度が平成14年8月改正前の令第96条第2項第1号の規定の適用を受ける事業年度(具体的には、平成15年3月30日以前に終了した事業年度がこれに当たります。以下「平成14年旧令適用事業年度」といいます。)である場合 当該事業年度分の別表十一(一の二)の「期末一括評価金銭債権の額22」の「計」 ⑵　当該各事業年度又は各連結事業年度が平成14年8月改正後の令第96条第2項第1号の規定の適用を受ける事業年度又は連結事業年度(具体的には、平成15年3月31日以後に終了した事業年度又は連結事業年度がこ	当期が設立事業年度である場合には、当期のこの明細書の「期末一括評価金銭債権の額26」の「計」の金額を記載します。

欄		記　載　要　領	注　意　事　項
「貸倒実績率の計算」の各欄		れに当たります。以下「平成 14 年新令適用事業年度」といいます。）である場合 当該事業年度又は連結事業年度分の別表十一(一の二)の「期末一括評価金銭債権の額 26」の「計」	
	「令第 96 条第 2 項第 2 号イの貸倒れによる損失の額の合計額 11」	当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度が次に掲げる区分のいずれであるかに応じ、それぞれ次の額の合計額を記載します。 ⑴　当該各事業年度が平成 14 年旧令適用事業年度である場合 平成 14 年 8 月改正前の令第 96 条第 2 項第 2 号イに掲げる売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失の額の合計額 ⑵　当該各事業年度又は各連結事業年度が平成 14 年新令適用事業年度である場合 令第 96 条第 2 項第 2 号イに掲げる売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失の額の合計額	当期が設立事業年度である場合には、当期の売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失の額を記載します。
	「損金の額に算入された令第 96 条第 2 項第 2 号ロの貸倒引当金勘定の金額等の合計額 12」	当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度が平成 14 年旧令適用事業年度又は平成 14 年新令適用事業年度である場合には、当該事業年度又は連結事業年度分の別表十一(一)の「貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額 19」の「計」の金額の合計額により計算した金額を記載します。	当期が設立事業年度である場合には、当期の別表十一(一)「19」の「計」の金額を記載します。
	「益金の額に算入された令第 96 条第 2 項第 2 号ニの貸倒引当金勘定の金額の合計額 14」	当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度が平成 14 年旧令適用事業年度のうち最初の事業年度以外の事業年度又は平成 14 年新令適用事業年度である場合には、益金算入額と別表十一(一)の「㉓又は㉔に金額がある場合の㉒の金額 25」の「計」のうち少ない金額の合計額により計算した金額を記載します。	
	「益金の額に算入された令第 96 条第 2 項第 2 号への貸倒引当金勘定の金額等の合計額 16」	当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度が平成 14 年旧令適用事業年度である場合には、平成 14 年 8 月改正前の令第 96 条第 2 項第 2 号ニに掲げる金額の合計額により計算した金額を記載します。	
「一括評価金銭債権の明細」の各欄	「一括評価金銭債権の明細」のうち「勘定科目」	売掛金、貸付金等貸倒引当金の対象となる売掛債権等を、その勘定科目ごとに記載します。	
	「期末残高 21」	売掛金、貸付金等について、法人の決算計上額（取立不能見込額として計上されている金額を含みます。）を記載します。 なお、消費税につき税抜経理方式を採用している法人であっても、消費税込みの決算計上額を記載します。	取立不能見込額が売掛債権等の種類ごとに区分されていない場合には、その取立不能見込額を「勘定科目」に「取立不能見込額」と記載し、その金額を「期末残高 21」に一括して記載します。
	「売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額 22」	法人の決算上売掛債権等として表示されていないが税務計算上売掛債権等とされるものがある場合又は貸倒損失としたもののうち税務計算上貸倒れとして認められないものがある場合に、その期末現在高を記載します。	

欄		記　載　要　領	注　意　事　項
「一括評価金銭債権の明細」の各欄	「21のうち税務上貸倒れがあったものとみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額23」	「期末残高21」のうちに、例えば、海外投資等損失準備金の積立ての対象とした特定法人に対する債権などが含まれている場合に、その金額を記載します。	
	「個別評価の対象となった売掛債権等の額及び非適格合併等により合併法人等に移転する売掛債権等の額24」	別表十一(一)の「19」に金額の記載がある場合の同表の「個別評価金銭債権の額6」の合計額を記載します。	
	「実質的に債権とみられないものの額27」	(1)　措置法第57条の10第1項及び措置法令第33条の9第3項の規定による簡便計算法（以下(2)において「簡便計算法」といいます。）を選択しなかった場合には、例えば同一の相手先に対する売掛金と買掛金とがある場合におけるその売掛金の金額のうち買掛金の金額に相当する金額のように、実質的に債権とみられない金額を記載します。 (2)　簡便計算法を選択した場合には、下段の「基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細」の「実質的に債権とみられないものの額32」の金額を「計」に移記し、その他の各空欄の記載は必要ありません。	
「基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細」の各欄		中小法人が措置法第57条の10第1項及び措置法令第33条の9第3項の規定による簡便計算法を選択した場合に、記載します。	
「平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額29」		中小法人が平成12年4月1日以後に開始した事業年度において措置法第57条の10第1項の規定の適用を受ける場合に、平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した各事業年度末における同項に規定する一括評価金銭債権の額の合計額を記載します。	平成10年4月1日に存する法人（同日後平成13年3月31日までの間に行われた合併又は適格合併に係る合併法人にあっては、当該法人及び当該合併又は当該適格合併に係る被合併法人のすべて(当該合併又は当該適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該合併又は当該適格合併に係る被合併法人のすべて）が同日に存していた合併又は適格合併に係る合併法人に限ります。）について適用があります。

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額 30」	平成 10 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度末における実質的に債権とみられないものの額について、この表の「一括評価金銭債権の明細」の「実質的に債権とみられないものの額 27」の金額の計算に準じて算出した税務計算上の金額の合計額を記載します。	「実質的に債権とみられないものの額」の計算につき基準年度実績によっていた場合には、改めて当年度実績によった場合に計算される金額を計算し、その計算した金額の合計額によります。

4　根拠条文

法 52、令 96～98、規則 25 の 2～25 の 4、措置法 55、57 の 10、措置法令 33 の 9

別表十一（三）「退職給与引当金の益金算入に関する明細書」

1　この明細書の用途

この明細書は、法人が平成 14 年 7 月改正法附則第 8 条（第 1 項を除きます。）《退職給与引当金に関する経過措置》の規定による退職給与引当金勘定の金額の取崩額等の計算を行う場合に使用します。

2　記載の手順

この明細書は、最初に「改正事業年度」と「改正事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額」の各欄を記載した上で、まず、「当期取崩額に係る取崩不足額又は取崩超過額の計算」の「当期取崩額 1 」から「取崩超過額 10」までの各欄を記載します。次に、「翌期繰越額の計算」の「期首現在額 15」から「差引退職給与引当金 24」までの各欄を記載してから「要支給額基準による計算」の各欄を記載します。最後に、「翌期繰越額の計算」の「上記のうち事業主が支給する期末退職給与の額を超える部分の金額 25」及び「期末退職給与引当金 26」と「差引取崩不足額又は取崩超過額 14」の各欄を記載します。

3　各欄の記載要領

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「当期取崩額 1」	法人計算による退職給与引当金勘定の取崩額を記載します。	
「同上のうち前期までに益金の額に算入された金額に相当する部分の金額 2」	「当期取崩額 1 」のうち、前期以前に退職給与引当金繰入限度超過額などが生じたため益金の額に算入された金額が含まれている場合に、その金額を記載します。	当期の別表四で減算されている退職給与引当金繰入限度超過額などの認容額を記載します。
「改正事業年度開始の時に有する退職給与引当金勘定の金額 3」	改正事業年度（平成 15 年 3 月 31 日以後最初に終了する事業年度をいいます。）開始の時における税務計算上の退職給与引当金勘定の金額を記載します。 なお、法人が平成 14 年 7 月改正法の施行日（平成 14 年 8 月 1 日）前に分社型分割等（分社型分割、現物出資又は事後設立をいいます。以下同じ。）を行い、改正前の法第 54 条第 4 項に規定する期中退職給与引当金勘定の金額を改正事業年度の損金の額に算入した場合にあっては、その分社型分割等の時における税務計算上の退職給与引当金勘定の金額を記載します。	
「組織再編成に伴う退職給与引当金勘定の金額の調整額 4」及び「当期に組織再編成を行った場合の調整額 7」	法人が組織再編成（合併、分割、現物出資又は事後設立をいい、平成 14 年 7 月改正法の施行の日（平成 14 年 8 月 1 日）以後に行ったものに限ります。）を行った場合に、その組織再編成ごとに、次の表の区分に応じそれぞれ次のとおり記載します。	この場合には、これらの欄に記載する金額に関する明細をその組織再編成ごとに別紙に記載して添付してください。

欄	記　載　要　領	注　意　事　項

法人		事業年度	取　崩　金　額	
合併・分割型分割	合併法人・分割承継法人	合併等の日の属する事業年度	⑷欄	記載しません。
			⑺欄	その合併等により引継ぎを受けた退職給与引当金勘定の金額のうち、当該合併等の日からその事業年度終了の日までの期間を一事業年度とした場合に取り崩すべきこととなる金額を記載します。
		合併等の日の属する事業年度後の各事業年度	⑷欄	その合併等により引継ぎを受けた退職給与引当金勘定の金額を記載します。
			⑺欄	記載しません。
	分割法人	分割型分割の日の属する事業年度以後の各事業年度	⑷欄	改正事業年度開始の時の退職給与引当金勘定の金額に分割移転使用人割合を乗じて計算した金額をマイナスで記載します。
			⑺欄	記載しません。
分社型分割・現物出資・事後設立	分割承継法人・被現物出資法人・被事後設立法人	分社型分割等の日の属する事業年度	⑷欄	記載しません。
			⑺欄	その分社型分割等により引継ぎを受けた退職給与引当金勘定の金額のうち、当該分社型分割等の日からその事業年度終了の日までの期間を一事業年度とした場合に取り崩すべきこととなる金額を記載します。
		分社型分割等の日の属する事業年度後の各事業年度	⑷欄	その分社型分割等により引継ぎを受けた退職給与引当金勘定の金額を記載します。
			⑺欄	記載しません。
	分割法人・現物出資法人・事後設立法人	分社型分割等の日の属する事業年度	⑷欄	改正事業年度開始の時の退職給与引当金勘定の金額に分割等移転使用人割合を乗じて計算した金額をマイナスで記載します。
			⑺欄	その分社型分割等により移転をした使用人に係る退職給与引当金勘定の金額のうち、その事業年度開始の日から当該分社型分割等の

<table>
<tr><th>欄</th><th>記　載　要　領</th><th>注　意　事　項</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td rowspan="3">分社型分割・現物出資・事後設立</td><td rowspan="3">分割法人・現物出資法人・事後設立法人</td><td></td><td></td><td>日の前日までの期間を一事業年度とした場合に取り崩すべきこととなる金額を記載します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">分社型分割等の日の属する事業年度後の各事業年度</td><td>⑷欄</td><td>改正事業年度開始の時の退職給与引当金勘定の金額に分割等移転使用人割合を乗じて計算した金額をマイナスで記載します。</td></tr>
<tr><td>⑺欄</td><td>記載しません。</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>「当期に取り崩すべき金額 6」</td><td>法人の次に掲げる区分に応じそれぞれ次により記載します。
⑴　「改正事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額」の金額が 1 億円を超える普通法人並びに保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社
「⑸×$\frac{\quad}{120}$又は」を消し、「$\frac{\quad}{12}$」の分子には当該事業年度の月数（暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。⑵において同じ。）を記載します。
㈱　改正事業年度開始の日以後 4 年を経過した日の前日の属する事業年度にあっては、退職給与引当金勘定の残額を取り崩します。
⑵　⑴の法人以外の法人
「又は⑸×$\frac{2}{10}$×$\frac{\quad}{12}$」を消し、「$\frac{\quad}{120}$」の分子には当該事業年度の月数を記載します。
㈱　改正事業年度開始の日以後 10 年を経過した日の前日の属する事業年度にあっては、退職給与引当金勘定の残額を取り崩します。</td><td></td></tr>
<tr><td>「取崩不足額 9」及び「取崩超過額 10」</td><td>「当期取崩額 1 」から「同上のうち前期までに益金の額に算入された金額に相当する部分の金額 2 」を控除した金額と「要取崩額の計算」の「計 8 」の金額を比べ、取崩不足額が生じている場合には「取崩不足額 9 」に、取崩超過額が生じている場合には「取崩超過額 10」に記載します。</td><td></td></tr>
<tr><td>「当期末退職給与の要支給額のうち事業主が支給する部分の金額 12」</td><td>当期末において在職する使用人の全員がその時において自己の都合により退職したものと仮定した場合に各使用人につきその時において定められている退職給与規程により計算される退職給与の額（事業主が支給する部分の金額に限ります。）を記載します。</td><td>「要支給額基準による計算」の各欄は、平成 14 年 8 月改正令附則第 5 条第 10 項第 2 号又は第 3 号《退職給与引当金に関する経過措置》の規定により平成 14 年 7 月改正法附則第 8 条第 3 項の規定の適用がないものとされる場合には記載しません。</td></tr>
</table>

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「差引取崩不足額又は取崩超過額 14」	「当期取崩額に係る取崩不足額又は取崩超過額の計算」及び「要支給額基準による計算」により計算された金額を記載します。	取崩超過額はマイナスで算出されますからご注意ください。
「期首現在額 15」	当期首現在の法人計算による退職給与引当金勘定の金額を記載します。 なお、改正事業年度において分社型分割、現物出資又は事後設立を行ったことに伴い、平成 14 年 7 月改正法による改正前の法人税法第 54 条第 4 項の規定により期中退職給与引当金勘定に繰り入れた金額がある場合には、その金額を含めて記載します。	改正事業年度以後において有税で引き当てた退職給与引当金は含めないで記載してください。
「同上のうち前期までに益金の額に算入された金額 20」	「差引期末現在額 19」のうちに、前期以前に退職給与引当金繰入限度超過額などが生じたため益金の額に算入された金額が含まれている場合に、その金額を記載します。	この金額は、別表五(一)の「期首現在利益積立金額①」に記載された退職給与引当金勘定の期首現在額から、当期において別表四で申告調整として減算した退職給与引当金繰入限度超過額などの認容額である「当期中の増減」の「減②」の金額を差し引いた金額と一致します。

4　根拠条文

平成 14 年 7 月改正法附則 8

別表十四(一)　「特殊支配同族会社の判定等及び業務主宰役員給与の損金不算入額の計算に関する明細書」

1　「Ⅰ　特殊支配同族会社の判定」

⑴　この明細書の用途

この明細書のⅠは、法第2条第10号《定義》に規定する同族会社（以下「同族会社」といいます。）が法第35条第1項《特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入》に規定する特殊支配同族会社（以下「特殊支配同族会社」といいます。）に該当するかどうかを判定する場合に使用します。

なお、この明細書による判定は、当期末の現況により行います。

⑵　各欄の記載要領

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額1」	その会社が有する自己の株式又は出資は含まれません。	
「期末現在の議決権の総数4」、「同上のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等の議決権の数5」及び「議決権の数による判定6」の各欄	⑴　その会社が令第72条第2項第2号イからニまで《特殊支配同族会社の判定等》に掲げる議決権に関して内容の異なる種類の株式（出資を含みます。以下「種類株式」といいます。）を発行していない場合には記載する必要はありません。 ただし、この場合であっても、議決権を行使することができない株主等が有する当該議決権（以下「行使不可能議決権」といいます。）に係る株式がある場合には、記載する必要がありますので、ご注意ください。 ⑵　その会社が種類株式を発行している場合において、これらの各欄に記載すべき総数、数及び割合（以下「判定割合」といいます。）は、その議決権に係る判定割合のうち最も高い割合の計算の基礎となった議決権の総数、数及び判定割合を記載します。	⑴　行使不可能議決権に係る株式がある場合には、議決権の総数及び数から当該行使不可能議決権の数を除きます。 ⑵　その会社が発行している種類株式の内容に関する明細及び左記の計算の基礎となった議決権以外のものに係る判定割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
「期末現在の社員の総数7」、「同上のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等の数8」及び「社員の数による判定9」の各欄	その会社が合名会社、合資会社又は合同会社（以下「持分会社」といいます。）である場合に限り、記載します。 ただし、「株式数等による判定3」又は「議決権の数による判定6」の欄のうちいずれかの判定により90%以上である場合には記載する必要はありません。	
「期末現在の社員の総数7」及び「同上のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等の数8」	持分会社である会社の社員の総数及び数を記載します。 ただし、その持分会社が業務を執行する社員（以下「業務執行社員」といいます。）を定めている場合には、その業務執行社員の総数及び数を記載します。	業務執行社員に該当する者については、「業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等に関する事項」の「氏名又は法人名」の欄にその旨を記載します。
「期末現在の常務に従事する役員の総数11」	役員のうち、役員としての職務につき常務に従事している者について、その総数を記載します。	
「業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等に関する事項」の各欄	⑴　同族会社の令第72条第1項第1号に規定する業務主宰役員（以下「業務主宰役員」といいます。）及び同条第3項第1号に規定する業務主宰役員グループ（以下「業務主宰役員グループ」といいます。）に属する者について記載します。	⑴　業務主宰役員グループに属する者のうちその同族会社の役員である者については、その同族会社の株主等で

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
	この場合において、業務主宰役員グループに属する者のうち、①業務主宰役員本人にあっては「業務主宰役員」の欄に、②その同族会社の役員である者及び同条第1項第6号から第8号までに掲げる法人である株主等にあっては「業務主宰役員関連者」の各欄に、③それ以外の株主等にあっては「同上以外の者」の各欄に、それぞれ記載します。 ⑵　業務主宰役員グループに属する者との間でその者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が有する議決権（以下「同意議決権」といいます。）について、令第72条第4項の規定の適用がある場合には、次の区分に応じて、それぞれ次により記載します。 イ　同意議決権を有する者が業務主宰役員グループに属する者である場合 同意議決権を有する者の「議決権数②」の欄に、その同意議決権の数を△印を付して外書として記載するとともに、同意を受けている者の「議決権数②」の欄に、その同意議決権の数を外書として記載します。 ロ　同意議決権を有する者が業務主宰役員グループに属する者でない場合 同意を受けている者の「議決権数②」の欄に、その同意議決権の数を外書として記載します。	あるかないかにかかわらず記載する必要がありますので、記載洩れがないようご注意ください。 ⑵　左記⑵で外書した同意議決権の数については、「合計14」の「議決権数②」の欄の計算に当たっては、本書に加算又は減算した上で記載します。
「業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等に関する事項」の「常務従事役員の別③」	⑴　「業務主宰役員関連者」の各欄に記載した者について、役員としての職務につき常務に従事しているかどうかの別により判定し、判定の結果、常務に従事している者については「常務従事役員」を、それ以外の者については「常務従事役員以外」を、それぞれ○で囲んで表示します。 ⑵　「合計14」の「③」の欄には、「業務主宰役員」欄の「常務従事役員」を1とし、これに「業務主宰役員関連者」のうち上記⑴で「常務従事役員」を○で囲んで表示した者の数を加算した後の総数を記載します。	左記⑵で記載した総数を「12」の欄に移記し、その結果、「10」の欄の判定割合が90%以上で、かつ、「13」の欄の判定割合が50%を超える場合には、その同族会社は特殊支配同族会社に該当することになります。

2　「Ⅱ　基準期間がある場合等の適用除外の判定」

⑴　この明細書の用途

この明細書のⅡは、特殊支配同族会社に該当する同族会社が法第35条第2項《特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入の不適用》の規定に該当するかどうかを判定する場合に使用します。

なお、同族会社が特殊支配同族会社に該当する場合には、同項の規定の適用による損金不算入額がないときであっても、当期の確定申告書に添付しなければなりませんので、ご注意ください。

⑵　各欄の記載要領

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「基準期間がある場合の適用除外の判定」の各欄	令第72条の2第5項《特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額及び基準所得金額の計算等》に規定する基準期間がある特殊支配同族会社が記載します。	左記の記載をする前に、別表十四（一）付表の所要の欄を記載します。
「基準期間開始の日15」	当期首前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度(その各事業年度又は各連結事業年度のうちに特殊	左記の各事業年度又は各連結事業年度が特殊支

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
	支配同族会社に該当しない事業年度又は連結事業年度がある場合には、その該当しない事業年度又は連結事業年度のうち、最も新しい事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度を除きます。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日を記載します。	配同族会社に該当するかどうかの判定は、当該各事業年度又は各連結事業年度終了の日の現況により行います。
「基準期間内事業年度等の月数 16」	「基準期間開始の日 15」の欄に記載された日から当期開始の日の前日までの期間の月数を記載します。	期間の月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。
「前三年業務主宰役員平均給与額 21」及び「前三年基準所得金額に占める前三年業務主宰役員平均給与額の割合 22」	「前三年基準所得金額 $(19)\times\frac{12}{(16)}$ 20 の金額が 800 万円を超え、」 3,000 万円以下である場合に限り、記載します。	
「基準期間がない場合の適用除外の判定」の各欄	令第 72 条の 2 第 9 項に規定する基準期間がない特殊支配同族会社が記載します。	
「所得加算額 24」	別表四の「加算」の各欄のうち「8」及び「11」の欄以外の各欄を記載した上で、それらの各欄の金額の合計額に法第 34 条《役員給与の損金不算入》の規定により損金の額に算入されない役員に対して支給する給与の額を加算した金額を記載します。	
「期首控除未済欠損金額 26」	当期において法第 59 条第 1 項又は第 2 項《会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入》の規定の適用がある金額については、この欄に含めて記載します。	
「当期に支給した業務主宰役員給与額 27」	当期に業務主宰役員に対して支給した給与の額のうち、法第 34 条の規定により損金の額に算入されない部分の金額に相当する金額を控除した金額を記載します。	左記の場合において、その損金の額に算入されない部分の金額をこの欄の外書として記載します。
「当年度基準所得金額に占める当期業務主宰役員給与額の割合 31」	「当年度基準所得金額 $(29)\times\frac{12}{\text{当期の月数}}$ 30 の金額が 800 万円を超え、」 3,000 万円以下である場合に限り、記載します。	

3　「Ⅲ　業務主宰役員給与の損金不算入額の計算」

(1)　この明細書の用途

この明細書のⅢは、特殊支配同族会社が法第 35 条第 1 項《特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入》の規定により損金の額に算入されない金額を計算する場合に使用します（その事業年度においてその特殊支配同族会社の業務主宰役員に異動があったことにより、令第 72 条の 2 第 1 項後段《特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額及び基準所得金額の計算等》の規定の適用を受けることとなった場合には、同項に規定する期中業務主宰役員に対する当期の業務主宰役員給与額については他のⅢの用紙を使用します。）。

ただし、次に掲げる事業年度については記載する必要はありません。

イ　「前三年基準所得金額 $(19)\times\frac{12}{(16)}$ 20 の金額が 800 万円以下である事業年度又は同欄の金額が 800 万円を超え」 3,000 万円以下であり、かつ、「前三年基準所得金額に占める前三年業務主宰役員平均給与額の割合

22」の割合が 100 分の 50 以下である事業年度

ロ　「当年度基準所得金額 ㉙×$\frac{12}{\text{当期の月数}}$　30　」の金額が 800 万円以下である事業年度又は同欄の金額が 800 万円を超え 3,000 万円以下であり、かつ、「当年度基準所得金額に占める当期業務主宰役員給与額の割合 31」の割合が 100 分の 50 以下である事業年度

⑵　各欄の記載要領

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「当期に支給した業務主宰役員給与額 32」	当期に業務主宰役員に対して支給した給与の額のうち、法第 34 条《役員給与の損金不算入》の規定により損金の額に算入されない部分の金額に相当する金額を控除した金額を記載します。	左記の場合において、その損金の額に算入されない部分の金額をこの欄の外書として記載します。
「合算対象給与額 34」	特殊支配同族会社が令第 72 条の 2 第 2 項の規定の適用を受ける場合に同項に規定する合算対象給与額を記載します。	左記の場合には、下記 4 の添付書類が必要となりますので、ご注意ください。
「年換算業務主宰役員給与額等に係る損金不算入額 36」	「年換算業務主宰役員給与額等 35」に記載した金額を「損金不算入額の計算」の「38」から「43」までの各欄の場合に応じて計算して記載した金額を当欄に移記します。	

4　添付書類

令第 72 条の 2 第 2 項の規定の適用を受ける場合は、当期の確定申告書の提出期限（中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限）までに、次の⑴の書類及び⑵の書類を納税地の所轄税務署長に提出する必要がありますので、ご注意ください。

⑴　同項の規定の適用を受ける合算対象給与額及び特殊支配同族会社の当該事業年度終了の時におけるその合算対象給与額を支給する法人についての次のような事項（その詳細は、規則第 22 条の 4 第 1 項各号《特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額の特例計算》に規定しています。）を記載した書類

イ　名称及び納税地

ロ　発行済株式又は出資の総数又は総額

ハ　株主等又は名称及び各株主等の保有する株式又は出資の数又は金額

ニ　常務に従事する役員の氏名及び役職名

ホ　業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者の氏名並びにこれらの者とその特殊支配同族会社の令第 72 条の 2 第 2 項の業務主宰役員との関係

ヘ　上記イからホまでに掲げる事項のほか、その合算対象給与額を支給する法人が令第 72 条の 2 第 3 項に規定する他の特殊支配同族会社に該当することについての説明

⑵　他の特殊支配同族会社が作成した合算対象給与額の支給金額を証する書類でその支給金額が支給時期ごとに記載されているものの写し

5　根拠条文

法 35、令 72～72 の 2 、規則 22 の 4

別表十四(一)付表　「特殊支配同族会社の前三年基準所得金額の計算に関する明細書」

1　この明細書の用途

この明細書は、基準期間がある特殊支配同族会社（法第 35 条第 1 項《特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入》に規定する特殊支配同族会社をいいます。以下同じ。）が、法第 35 条第 2 項に規定する基準所得金額を計算する場合に使用します。

㈱　基準期間とは、当期首前 3 年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（その各事業年度又は各連結事業年度のうちに特殊支配同族会社に該当しない事業年度又は連結事業年度がある場合には、その該当しない事業年度又は連結事業年度のうち、最も新しい事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度を除きます。）をいいます。

2　各欄の記載要領

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「基準期間がある場合における前三年基準所得金額の計算」の「基準期間内事業年度等」の「①」及び「②」	基準期間がある場合に、その基準期間に含まれる各事業年度又は各連結事業年度のうち、当期前 3 年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（当期前 2 年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度を除きます。）を「①」の欄に、当期前 2 年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（当期の直前の事業年度又は連結事業年度を除きます。）を「②」の欄に、それぞれ記載します。	各欄に記載すべき事業年度又は連結事業年度が複数ある場合は、それぞれ段を分けて記載してください。
「所得の金額又は欠損金額 1」	基準期間に含まれる各事業年度又は各連結事業年度の別表四の「所得金額又は欠損金額」又は別表四の二付表の「個別所得金額又は個別欠損金額」を記載します。	欠損金額又は個別欠損金額が生じた事業年度又は連結事業年度の場合には、数値の前に△印を付してください。
「欠損金等の控除額 2」	基準期間に含まれる各事業年度又は各連結事業年度の次に掲げる金額を記載します。 ⑴　法第 57 条第 1 項《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額 ⑵　法第 81 条の 9 第 1 項《連結欠損金の繰越し》の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額のうちその特殊支配同族会社に帰せられる金額	
「業務主宰役員給与額 3」	基準期間に含まれる各事業年度又は各連結事業年度に業務主宰役員（法第35条第 1 項に規定する業務主宰役員をいいます。）に対して支給した給与の額のうち、法第34条《役員給与の損金不算入》又は第 81 条の 3 第 1 項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》（法第 34 条の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定により損金の額に算入されなかった部分の金額に相当する金額を控除した金額を記載します。 なお、法第 35 条第 1 項又は第 81 条の 3 第 1 項（法第 35 条第 1 項の規定により法第 81 条の 3 第 1 項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定により損金の額に算入されなかった金額がある場合には、その金額	基準期間に含まれる各事業年度又は各連結事業年度が平成 18 年 4 月 1 日前に開始した事業年度又は連結事業年度である場合は、業務主宰役員に対して支給した給与の額には、平成18年改正前の法人税法第35条の規定により損金の額に算入されない金額を含まないものとされます。

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
	をその各欄の内書として記載します。	
「調整所得金額 4」又は「調整欠損金額 5」	基準期間に含まれるそれぞれの事業年度又は連結事業年度ごとに「1」の欄の金額、「2」の欄の金額及び「3」の欄の金額の合計額(内書の金額がある事業年度又は連結事業年度にあっては、その内書の金額を合計額から控除した後の金額）を計算し、その計算した金額が、0 以上の金額であれば「調整所得金額 4」に記載し、0 未満の金額であれば「調整欠損金額 5」に記載します。	「調整欠損金額 5」の記載に当たっては、数値の前に△印を付さないでください。
「基準期間内事業年度等の調整所得金額から控除される調整繰越欠損金額の計算」の各欄	基準期間前の事業年度又は連結事業年度から繰り越される調整欠損金額がない場合には、記載する必要はありません。	
「調整繰越欠損金額 7」	「基準期間直前事業年度等」以外の欄にあっては前期の別表十四（一）付表「11」の欄の金額（連結法人にあつては、その連結法人に係る金額）をそれぞれの事業年度又は連結事業年度ごとに記載し、「基準期間直前事業年度等」の欄にあってはこの明細書の「16」の欄の「②」の金額を記載します。 なお、次に掲げる事業年度又は連結事業年度のこの明細書の記載に当たっては、それぞれ次によります。 ⑴　特殊支配同族会社最初事業年度等(特殊支配同族会社に該当することとなった事業年度又は連結事業年度をいいます。以下同じ。）の翌事業年度又は翌連結事業年度 その特殊支配同族会社最初事業年度等前の各事業年度又は各連結事業年度に係る「調整繰越欠損金額 7」の各欄は、その特殊支配同族会社最初事業年度等における別表七（一）「1」の欄の金額（連結法人にあつては、別表七の二付表二に記載されたその連結法人に係る金額）をそれぞれの事業年度又は連結事業年度ごとに記載します。 ⑵　平成 18 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度 その事業年度又は連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度に係る「調整繰越欠損金額 7」の各欄は、平成 15 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度(その最初に開始する事業年度又は連結事業年度が特殊支配同族会社に該当しない事業年度又は連結事業年度である場合には、特殊支配同族会社最初事業年度等）における別表七（一）「1」の欄の金額（連結法人にあつては、別表七の二付表二に記載されたその連結法人に係る金額）をそれぞれの事業年度又は連結事業年度ごとに記載します。	令第 72 条の 2 第 6 項《特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額及び基準所得金額の計算等》の規定により同条第5項第 3 号イ及びロに掲げる金額に含むものとされる金額又は含まないものとされる金額は、「調整繰越欠損金額 7」の各欄の金額に加算し、又は、これらの金額から控除します。
「前三年調整所得金額」の「8」、「9」及び「10」の各欄の「①」	「当期前三年前事業年度等の調整所得金額8」、「当期前二年前事業年度等の調整所得金額 9」及び「当期直前事業年度等の調整所得金額 10」の各欄の「①」の欄には、それぞれ「調整所得金額 4」の「①」、「②」及び「③」の欄の金額を移記します。	
「前三年調整所得金額」の	「前三年調整所得金額」の「①」の欄に記載された調整所	左記により順次控除す

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「調整所得金額から控除される調整繰越欠損金額」の各欄	得金額（令第 72 条の 2 第 5 項第 1 号に規定する調整所得金額をいいます。以下同じ。）から「調整繰越欠損金額 7」の各欄に記載された金額をこれらの金額のうち最も古い事業年度又は連結事業年度の金額から順次控除するものとした場合に控除されることとなる金額を記載します。 なお、「当期前三年前事業年度等の調整所得金額 8」の「①」、「当期前二年前事業年度等の調整所得金額 9」の「①」及び「当期直前事業年度等の調整所得金額 10」の「①」の複数の欄に調整所得金額の記載がある場合にあっては、それらの調整所得金額の生じた事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度の調整所得金額から順次控除するものとして記載します。	る場合にあっても、その控除されることとなる調整繰越欠損金額は、その生じた事業年度又は連結事業年度開始の日以後 7 年以内に開始した「8」、「9」及び「10」の欄に係る事業年度又は連結事業年度に生じた調整所得金額の残額が限度とされることにご注意ください。 ㈱　上記の「7 年以内」は、平成 13 年 4 月 1 日前に開始した事業年度において生じた調整繰越欠損金額については、「5 年以内」とされます。
「差引翌期調整繰越欠損金額 11」	「調整繰越欠損金額 7」の欄に記載した金額から「当期前 3 年前事業年度等の調整所得金額 8」の欄に記載した金額を控除した金額を記載します。 この場合、翌期の基準期間に含まれる各事業年度又は各連結事業年度のうち翌期前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（翌期前 2 年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度を除きます。）が、調整繰越欠損金額の生じた事業年度又は連結事業年度開始の日以後7年以内に開始した事業年度又は連結事業年度である場合には、記載しません。	左記の「7 年以内」は、平成 13 年 4 月 1 日前に開始した事業年度において生じた調整繰越欠損金額については、「5 年以内」とされます。
「調整欠損金額 12」	前期の別表十四（一）付表「5」の「①」の欄の金額のうち、基準期間開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度（特殊支配同族会社に該当する事業年度又は連結事業年度で、平成 15 年 4 月 1 日以後に開始したものに限ります。）で、令第 72 条の 2 第 7 項に規定する調整繰越欠損金額のある事業年度又は連結事業年度に係るものについて記載します。 ただし、平成 18 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度のこの明細書の記載に当たっては、記載する必要はありません。	令第 72 条の 2 第 6 項の規定により同条第 5 項第 3 号イ及びロに掲げる金額に含むものとされる金額又は含まないものとされる金額は、「調整欠損金額 12」の各欄の金額に加算し、又は、これらの金額から控除します。
「基準期間前三年前事業年度等の調整所得金額 13」の「①」、「基準期間前二年前事業年度等の調整所得金額 14」の「①」及び「基準期間直前事業年度等の調整所得金額 15」の「①」	平成 18 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度のこの明細書の記載に当たっては、記載する必要はありません。	

3　根拠条文

法 35、令 72～72 の 2 、平成 18 年改正令附則 16⑧

別表十四(二)　「寄附金の損金算入に関する明細書」

1　この明細書の用途

この明細書は、法人が法第 37 条《寄附金の損金不算入》（措置法第 66 条の 11 の 2 第 2 項《認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）及び措置法第 66 条の 4 第 3 項《国外関連者との取引に係る課税の特例》の規定の適用を受ける場合に使用します。

2　記載の手順

この明細書は、指定寄附金等若しくは公益の増進に著しく寄与する法人（以下「特定公益増進法人」といいます。）に対する寄附金若しくは認定特定非営利活動法人に対する寄附金又は特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭がある場合には、まず下段の「指定寄附金等に関する明細」、「特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細」又は「その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除きます。）に対する支出金の明細」の各欄を記載し、次に、公益法人等（規則第 22 条の 5 各号に掲げる法人を除きます。以下同じ。）であるかどうかの区分に応じ、上段のそれぞれの欄を用いて損金不算入額の計算を行います。

3　各欄の記載要領

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「支出した寄附金の額」の各欄	「支出した寄附金の額」の各欄のうち、「その他の寄附金額 3」、「連結法人間の寄附金額 5」、「長期給付事業への繰入利子額 23」又は「その他の寄附金額 24」には、平成 18 年 5 月 1 日前に終了した事業年度において利益又は剰余金の処分による経理により支出した金額を控除した金額を記載します。	「支出した寄附金の額」には、仮払寄附金の額は含まれますが、未払寄附金の額は含まれません。
「連結法人間の寄附金額 5」	法人との間に連結完全支配関係のある連結法人に対して支出した寄附金の額を記載します。	
「寄附金支出前所得金額 8」及び「寄附金支出前所得金額 27」	「6」＋「7」又は「25」＋「26」により算出される金額がマイナスとなる場合には 0 と記載します。	
「期末の資本金等の額 10」から「同上の $\frac{0.25}{1,000}$ 相当額 12」までの各欄		普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のうち資本又は出資を有しないもの並びに規則第 22 条の 5 各号に掲げる法人(以下「資本等のない法人」といいます。)については、記載する必要はありません。
「同上の月数換算額⑽ × $\frac{}{12}$ 11」	分子の空欄には、当期の月数（暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り捨てます。）を記載します。	
「特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入額	次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 ⑴　資本等のある法人……「2」と「13」とのうち少ない金額	資本等のある法人とは、普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のう

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
14」	⑵　資本等のない法人……「２」と「９」とのうち少ない金額	ち資本等のない法人以外のものをいいます。
「国外関連者に対する寄附金額 16」及び「国外関連者に対する寄附金額 33」	措置法第 66 条の４第３項の規定により損金の額に算入されない国外関連者に対する寄附金の額を記載します。	
「同上のうち損金の額に算入されない金額 18」	次の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。 ⑴　資本等のある法人……「17」－「13」－「14」－「15」の金額 ⑵　資本等のない法人……「17」－「9」－「14」－「15」の金額	
「長期給付事業への繰入利子額 23」	令第 74 条各号《長期給付の事業を行う共済組合等の寄附金の損金算入限度額》に定める法人が、その長期給付の事業から融通を受けた資金の利子として収益事業から長期給付の事業に繰り入れた金額を記載します。	令第 74 条各号に定める法人とは次の法人をいいます。 ⑴　国家公務員共済組合及び同連合会 ⑵　地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会 ⑶　日本私立学校振興・共済事業団
「同上の $\frac{20又は50}{100}$ 相当額 28」	次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 ⑴　私立学校法第３条に規定する学校法人（同法第 64 条第４項の規定により設立された法人で学校教育法第 82 条の２に規定する専修学校を設置しているものを含みます。）、社会福祉法人又は更生保護法人…… $\frac{\cancel{20又は}50}{100}$ ⑵　⑴に掲げる法人以外の公益法人等…… $\frac{20\cancel{又は50}}{100}$	学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人については、寄附金支出前の所得金額の $\frac{50}{100}$ 相当額と年 200 万円とのいずれか多い金額を記載します。
「⑵⑼－⑵⑺× $\frac{20}{100}$ 相当額 30」	令第 74 条《長期給付の事業を行う共済組合等の寄附金の損金算入限度額》の規定の適用を受ける場合に記載します。	
「指定寄附金等に関する明細」の各欄	法第 37 条第３項第１号又は第２号に規定する国又は地方公共団体（港湾法の規定による港務局を含みます。）に対する寄附金又は財務大臣の指定を受けた寄附金に該当するものがある場合に、これらの寄附金について同項本文の適用を受けるときに記載します。	国又は地方公共団体に対する寄附金については、「告示番号」は記載する必要はありません。
「特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細」の各欄	公益法人等以外の法人が法第 37 条第４項に規定する寄附金について同項の損金算入限度額の特例に関する規定の適用を受ける場合（措置法第 66 条の 11 の２第２項《認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例》の規定又は法第 37 条第６項の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）に記載します。	令第 77 条第１項各号に掲げる特定公益増進法人に対する寄附金等がある場合には、規則第 24 条の規定による証明書を保存しておいてください。
「その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細」の各欄	法第 37 条第６項の規定により、寄附金の額とみなされる特定公益信託（認定特定公益信託は除きます。）の信託財産とするために支出した金銭について同条第１項の規定の適用を受ける場合に記載します。	

4　添付書類

公益信託の信託財産とするために支出した金銭について、法第 37 条第 1 項の規定の適用を受ける場合は、この明細書にその公益信託が法第 37 条第 6 項に規定する特定公益信託に該当することを証明するための書類として令第 77 条の 2 第 2 項に規定する主務大臣の発行する証明書類の写しを添付する必要があります。

5　根拠条文

法 37、令 73～78、規則 22 の 5～24、措置法 66 の 4③、66 の 11 の 2②

別表十五　「交際費等の損金算入に関する明細書」

1　この明細書の用途

この明細書は、法人が措置法第 61 条の 4 《交際費等の損金不算入》の規定の適用を受ける場合に使用します。

㈱　平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において、措置法第 61 条の 4 第 3 項第 2 号に規定する飲食その他これに類する行為（以下「飲食等」といいます。）のために要する費用（1 人当たり 5,000 円以下の飲食費）について、同号の規定の適用を受ける場合には、次に掲げる事項を記載した書類を保存する必要がありますのでご注意ください。

①　その飲食等のあった年月日

②　その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係

③　その飲食等に参加した者の数

④　その飲食等のために要する費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地（店舗を有しないことその他の理由によりその名称又は所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

⑤　その他参考となるべき事項

2　記載の手順

この明細書は、まず下段の「支出交際費等の額の明細」を記載し、次に上段の各欄（「1」から「4」まで）を記載します。

3　各欄の記載要領

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「定額控除限度額 2」	期末における資本金の額又は出資金の額（以下「資本金額等」といいます。）の区分に応じ、それぞれ次の定額控除限度額を記載します。 （資本金額等）　（定額控除限度額） ⑴　1 億円以下 …… 400 万円×$\frac{\quad}{12}$相当額 ⑵　1 億円超 …… 0 円 なお、「$\frac{\quad}{12}$」の分子の空欄には、当期の月数（暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	資本金額等を有しない法人等については、措置法令第 37 条の 4 各号《資本金の額又は出資金の額に準ずるものの範囲等》の規定により計算した金額を資本金額等とします。
「支出交際費等の額の明細」の各欄	当期に支出した交際費等の額について、その支出科目の異なるごとに別欄に記載します。	当期に支出した交際費等の額には、損金経理による交際費等の金額のほか、固定資産や棚卸資産の取得価額又は繰延資産等の額に含まれた交際費等に該当する金額も含めて記載します。

4　根拠条文

措置法 61 の 4、措置法令 37 の 4、37 の 5、措置法規則 21 の 18 の 2

別表十六(一)　「定額法又はリース期間定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

1　この明細書の用途

⑴　この明細書は、減価償却資産について定額法又はリース期間定額法により償却額を計算する場合に使用します。

㈱　リース期間定額法は、平成 10 年 10 月 1 日以後に締結するリース取引に係る契約の目的とされている減価償却資産について適用されます。

⑵　措置法又は震災特例法による特別償却を行うものについても、この明細書によります。

⑶　減価償却に関する明細書の提出について、この明細書に代えて令第 63 条第 2 項《減価償却に関する明細書の添付》の規定による合計表を添付する場合にも、この表の書式により記載します。

この場合、その記載に当たっては、「構造 2 」から「事業の用に供した年月 4 」まで、「残存価額又は見積残存価額 8 」から「積立金の期中取崩額 11」まで、「耐用年数 14」、「償却率 15」、「翌期への繰越額の内訳」の「38」及び「39」の各欄の記載は必要ありません。

㈱　特別償却の対象になった減価償却資産については、措置法第 46 条《経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却》及び第 46 条の 2 第 1 項《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》の規定の適用を受けるものを除き、合計表によることはできませんので、ご注意ください。

⑷　平成 18 年 4 月 1 日前に取得等をした資産でその取得価額が 30 万円未満であるものについて、平成 18 年改正前の措置法第 67 条の 8 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》の規定の適用を受ける場合には、この表の「備考」欄に次の事項を記載して提出することにより少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の確定申告書等への添付に代えることができます。

㈱　別途、当該少額減価償却資産の明細を保管しておく必要があります。

①　取得価額 30 万円未満の減価償却資産について平成 18 年改正前の措置法第 67 条の 8 を適用していること。

②　適用した減価償却資産の取得価額の合計額は、○○○円であること。

③　適用した減価償却資産の明細は、別途保管していること。

㈱　例えば、「取得価額 30 万円未満の減価償却資産について平成 18 年改正前の措置法 67 の 8 の規定を適用している。また、適用した減価償却資産の取得価額の合計額は○○○円であり、その明細は別途保管している。」などのように記載します。

⑸　平成 18 年 4 月 1 日以後に取得等をした資産でその取得価額が 30 万円未満であるものについて、措置法第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》の規定の適用を受ける場合には、別表十六(六)をご使用ください。

2　各欄の記載要領

この明細書は、種類等及び耐用年数の異なるごとに別行（当期の中途で事業の用に供したものについても別行とします。）に記載し、その種類等及び耐用年数の同じ資産については、その合計額により記載します。

ただし、特別償却の適用を受ける資産は、他の資産と区分して別行に記載してください。

㈱　以下の表において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりです。

⑴　「評価換え等」とは、平成 18 年 10 月 1 日前に行う平成 18 年改正前の令第 48 条第 6 項第 3 号に規定する評価換え等及び同項第 6 号に規定する時価評価並びに平成 18 年 10 月 1 日以後に行う令第 48 条第 6 項第 3 号に規定する評価換え等をいいます。

⑵　「期中評価換え等」とは、平成 18 年 10 月 1 日前に行う平成 18 年改正前の令第 48 条第 6 項第 4 号に規

定する会社更生等評価換え及び同項第5号に規定する民事再生等評価換え並びに平成18年10月1日以後に行う令第48条第6項第4号に規定する期中評価換え等をいいます。

⑶　「期末評価換え等」とは、平成18年10月1日前に行う平成18年改正前の令第48条第6項第3号に規定する評価換え等及び同項第6号に規定する時価評価のうち、同項第4号に規定する会社更生等評価換え及び同項第5号に規定する民事再生等評価換え以外のもの並びに平成18年10月1日以後に行う令第48条第6項第3号に規定する評価換え等のうち、同項第4号に規定する期中評価換え等以外のものをいいます。

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「種類1」、「構造2」及び「細目3」	耐用年数省令別表第一から別表第八までに定める種類、構造及び細目に従って記載しますが、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を「構造2」に記載してください。	
「事業の用に供した年月4」	当期の中途で事業の用に供した資産について、その事業の用に供した年月を記載します。	
「取得価額又は製作価額5」	減価償却資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、次に掲げる減価償却資産の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において、この欄の上段に外書として、その増額された金額を記載します。 ⑴　当期前の各事業年度又は各連結事業年度（以下「事業年度等」といいます。）において、期末評価換え等が行われた減価償却資産……当該期末評価換え等が行われた事業年度等後の各事業年度 ⑵　当期以前の各事業年度等において、期中評価換え等が行われた減価償却資産……当該期中評価換え等が行われた事業年度等以後の各事業年度	1　評価換え等に係る外書の金額の記載は、次の場合に行います。 ⑴　期末評価換え等が平成16年4月1日以後に行われた場合 ⑵　期中評価換え等のうち、法第25条第2項若しくは第33条第2項に規定する法律の規定に従って行う評価換えが平成17年4月1日以後に行われた場合（同日前に会社更生法等の規定に従って評価換えがあった場合には、⑴によります。）又は民事再生等評価換え ⑶　期中評価換え等のうち非適格株式交換等時価評価が平成18年10月1日以後に行われた場合 2　評価換え等のうち連結時価評価又は時価評価に係る外書の金額の記載は、平成16年4月1日以後に開始する各事業年度等において行います。
「圧縮記帳による積立金計上額6」	圧縮記帳により損金の額に算入する金額を帳簿価額の減額に代えて積立金（確定した決算において積み立てたもの（決算確定の日までに剰余金の処分により積み立てたものを含みます。）をいい、税効果会計を採用している場合には、その積立金に係る税効果相当額を含みます。以下同	

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
	じ。）に計上した場合に、その積立金に計上した金額のうち、損金の額に算入された金額を記載します。	
「差引改定取得価額 7」	「5」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。	
「残存価額又は見積残存価額 8」	⑴　有形減価償却資産（坑道を除きます。）については、「差引改定取得価額 7」の金額の 10%に相当する金額を記載するとともに、「(　　)」には、「差引改定取得価額 7」の金額の 5%に相当する金額を記載します。 　ただし、令第 48 条第 1 項第 6 号に規定する国外リース資産（以下「国外リース資産」といいます。）については、その国外リース資産をその賃貸借の終了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を記載し、「(　　)」には記載を要しません。 ⑵　牛馬果樹等については、耐用年数省令別表第十で定める割合により計算した金額（牛及び馬については、その金額が 10 万円を超える場合には、10 万円）を、坑道及び無形固定資産については0と、それぞれ本書として記載します。	
「期末現在の帳簿価額 9」	法人計算の期末帳簿価額を記載します。	
「期末現在の積立金の金額 10」及び「積立金の期中取崩額 11」	圧縮記帳に係る積立金、平成 18 年 4 月 30 日以前に終了した事業年度において平成 18 年改正前の令第 80 条《国庫補助金等で取得した固定資産等についての圧縮記帳に代わる経理方法》等の規定による圧縮記帳に係る引当金及び昭和 42 年5月 31 日以前に開始した事業年度において昭和 42 年改正前の法第 31 条《減価償却資産の償却費の計算及びその償却方法》の規定により償却に係る引当金を設けている場合に、その積立金又は引当金について記載します。	
「定額法又はリース期間定額法による償却額計算の基礎となる金額 13」	国外リース資産につき次に掲げる評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額又は減額された場合には、その評価換え等の直後の帳簿価額から見積残存価額を控除した後の金額を記載します。 ⑴　当期前の各事業年度等において行われた期末評価換え等 ⑵　当期以前の各事業年度等において行われた期中評価換え等	
「耐用年数 14」	耐用年数省令別表第一から別表第八までに定める耐用年数を記載します。	
「償却率 15」	耐用年数省令別表第九に掲げる償却率（耐用年数省令第 4 条第 2 項《事業年度が 1 年未満の場合の償却率》の規定の適用を受ける場合には、同条第 1 項に規定する定額法の償却率に暦に従って計算した当期の月数を乗じて 12 で除した償却率）を記載します。	耐用年数省令第 4 条第 2 項の規定により計算した定額法の償却率は、小数点以下 3 位未満の端数は切り上げます。
「リース期間の月数 16」及び「当期に含まれるリース期間の月数 17」	令第 48 条第 1 項第 6 号に規定するリース取引に係る契約において定められている国外リース資産の賃貸借の期間の月数及び当期におけるその国外リース資産の賃貸借の期間の月数を記載します。 　なお、その国外リース資産につき、評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額又は減額された場合には、次に掲げる各事業年度において、それぞれ次の月数を	

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
	記載します。 ⑴　期末評価換え等が行われた事業年度等後の各事業年度 「16」には、その国外リース資産の賃貸借の期間のうちその期末評価換え等が行われた事業年度等終了の日後の期間の月数を記載し、「17」には、「16」に記載したリース期間のうち当期に含まれる期間の月数を記載します。 ⑵　期中評価換え等が行われた事業年度等以後の各事業年度 「16」には、その国外リース資産の賃貸借の期間のうちその期中評価換え等が行われた事業年度等開始の日（当該事業年度等がその国外リース資産を賃貸の用に供した日の属する事業年度等である場合には、同日）以後の期間の月数を記載し、「17」には、「16」に記載したリース期間のうち当期に含まれる期間の月数を記載します。	
「算出償却額 18」	次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 ⑴　定額法により償却限度額の計算を行う場合 $(⑬\times⑮)$ ~~又は~~ $\cancel{(⑬\times\frac{⑰}{⑯})}$ なお、当期の中途で事業の用に供したものについては、更にその金額にその事業の用に供した日以後の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を乗じ、これを当期の月数で除した金額を記載します。 ⑵　リース期間定額法により償却限度額の計算を行う場合 ~~(⑬×⑮)　又は~~ $(⑬\times\frac{⑰}{⑯})$	令第60条の2《陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例》の規定の適用を受けた場合には、その陳腐化償却限度額をこの欄及び「合計 27」欄にそれぞれ外書きします。この場合には、償却限度額の計算の明細を別紙に記載して添付してください。
「増加償却額 19」	令第60条《通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例》に規定する増加償却の適用を受ける場合に、規則第20条《増加償却割合の計算》の規定により計算した増加償却割合を「(　)」に記載するとともに、「算出償却額 18」の金額にその割合を乗じた金額を本書として記載します。	この場合には、令第60条の届出書を所轄の税務署長に提出するとともに、平均的使用時間を超えて使用したことを証する書類を保存していなければなりません。
「租税特別措置法適用条項 21」及び「割増償却額 22」並びに「租税特別措置法適用条項 23」及び「特別償却額 24」	措置法又は震災特例法による割増償却に関する規定又は特別償却に関する規定の適用を受ける場合に、その割増償却率又は特別償却率を「(　)」に記載するとともに、その割増償却額又は特別償却額を本書として記載します。	震災特例法の規定の適用を受ける場合には、各欄中「租税特別措置法」とあるのは「震災特例法」として記載します。
「計 25」	「22」又は「24」に記載した金額のうち、措置法第52条の3《準備金方式による特別償却》（震災特例法第17条第5項又は第18条第4項の規定によりみなして適用する場合を含みます。）の規定により特別償却準備金として積み立てるものについて、その積立てに係る特別償却限度額を外書として記載し、それ以外の特別償却限度額を本書として記載します。	この外書の金額は、別表十六（八）「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」の「当期の特別償却限度額 8」へ移記します。
「前期から繰り越した償却不足額又は合併等特別償却不足額 26」	青色申告法人が特別償却限度額につき損金経理により償却額を計上する方法を採用した場合に生じた特別償却不足額のうち当期首前1年以内に開始した事業年度等に係るものの合計額を記載します。	

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
	なお、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下「適格組織再編成」といいます。）により特別償却対象資産の移転を受けた場合で措置法第 52 条の 2 第 5 項に定める合併等特別償却不足額があるときは、当該金額を記載します。	
「当期償却額 28」	償却費として損金経理をした金額を記載します。	特別償却準備金として積み立てた金額は、償却費として損金経理をした金額ではありません。
「前期からの繰越額 31」	⑴　法第 31 条第 5 項《減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法》に規定する減価償却資産について同項に規定する満たない部分の金額（以下「帳簿記載等差額」といいます。）がある場合には、それぞれ次の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において当該帳簿記載等差額をこの欄の上段に外書として記載します。 ①　適格組織再編成により移転を受けた減価償却資産……当該適格組織再編成の日の属する事業年度 ②　合併、分割、現物出資（適格合併、適格分割又は適格現物出資を除きます。以下「合併等」といいます。）により移転を受けた減価償却資産……当該合併等の日の属する事業年度 ③　民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産……当該民事再生等評価換えが行われた事業年度 ④　連結納税の開始又は連結納税への加入に当たり時価評価が行われたことにより帳簿価額が増額された減価償却資産……当該時価評価が行われた事業年度の翌事業年度 ⑤　非適格株式交換等時価評価が行われたことにより、帳簿価額が増額された減価償却資産……当該非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度 ⑵　前期の「差引合計翌期への繰越額 34」に外書の金額がある場合には、前期の「34」の本書の金額と外書の金額との合計額を記載します。	
「償却不足によるもの 32」	当期に償却不足額がある場合において、前期から繰り越された償却超過額があるときは、その償却不足額に達するまでは損金に認容されますから、その認容される金額を記載します。 なお、「31」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。	
「積立金取崩しによるもの 33」	当期に圧縮記帳に係る積立金、平成 18 年改正前の令第 80 条等の規定による圧縮記帳に係る引当金及び昭和 42 年改正前の法第 31 条の規定による償却に係る引当金を取り崩した場合において、その積立金、平成 18 年改正前の令第 80 条等の規定による圧縮記帳に係る引当金及び昭和 42 年改正前の法第 31 条の規定による償却に係る引当金が設定されている減価償却資産に係る償却超過額（当期に生じた償却超過額を含みます。）があるときは、その取り崩した金額に達するまでは損金に認容されますから、その認容される金額を記載します。	

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
	なお、「31」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。	
「差引合計翌期への繰越額 34」	「31」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。 また、減価償却資産につき連結納税の開始又は連結納税への加入に当たり評価換え等のうち連結時価評価又は時価評価が行われたことにより評価損が生じた場合、その連結時価評価又は時価評価が行われた事業年度等のこの欄に減価償却超過額の記載があるときには、当該評価損の金額と当該減価償却超過額の金額とのいずれか少ない金額を△印を付して外書きします。 この場合、そのいずれか少ない金額を別表五(一)又は別表五の二(一)付表の「区分」の欄に「減価償却超過額」と記載した欄の「減②」に記載するとともに、その減価償却資産に係る評価損の金額を「減②」に記載した同欄の上段に△印を付して記載します。	
「償却不足額」の各欄	青色申告法人に限り、記載します。	
「当期において切り捨てる償却不足額又は合併等特別償却不足額 36」	当期の末日以前1年以内に開始した事業年度前の事業年度等において生じた特別償却不足額又は適格組織再編成により移転を受けた特別償却対象資産に係る措置法第 52 条の 2 第 5 項に定める合併等特別償却不足額で当期末までに損金の額に算入されなかった金額を記載します。	
「当期分不足額 39」	「合計 27」の金額から「当期償却額 28」の金額及び「前期から繰り越した償却不足額又は合併等特別償却不足額 26」の金額又は「償却不足によるもの 32」の金額を控除した金額と、「計 25」の金額とのうち、いずれか少ない金額を記載します。	
「合併等特別償却不足額 40」	適格組織再編成により移転を行った特別償却対象資産に係る措置法第 52 条の 2 第 5 項に定める合併等特別償却不足額の金額を記載します。	

3　付表の添付

措置法又は震災特例法の規定による特別償却の適用を受ける場合には、特別償却限度額の計算に関する付表の添付が必要です。

なお、この付表の用紙は税務署の窓口に用意してありますので、ご利用ください。

4　証明書等の添付

特別償却制度についてその適用を受けるときは、所定の証明書等が必要とされます。この場合の各特別償却制度ごとに必要とされる証明書等及びその保存要件又は確定申告書等への添付要件は、次表に掲げるとおりとされています。

㈜　次表は平成 18 年 4 月 1 日現在の法令に基づいています。

特別償却の種類	該当条項	必要とされる証明書等	保存要件	添付要件
特定設備等の特別償却	措置法 43①表一	特別償却の対象とされるものが中小企業者以外の法人の一定の新増設設備である場合は、措置法規則 20 の 6 ③又は		○

特別償却の種類	該当条項	必要とされる証明書等	保存要件	添付要件
		⑤に規定する書類		
		特別償却の対象とされるものが更新設備である場合は、措置法規則 20 の6 ⑦、⑨又は⑪に規定する書類		○
		特別償却の対象とされるものが畜産業を営む法人の家畜排せつ物処理・保管用施設である場合は、平成 18 年改正前の措置法規則 20 の6 ①に規定する書類		○
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	措置法 43 の 2 ①	措置法令 28 の 2 ①二に規定する証明に係る書類	○	
事業革新設備の特別償却	措置法 44 の 3 ①	措置法規則 20 の 10 二に規定する書類の写し		○
特定電気通信設備等の特別償却	措置法 44 の 4 ①表一	措置法令 28 の 7 ① に規定する証明に係る書類	○	
	措置法 44 の 4 ①表二	措置法令 28 の7 ②に規定する証明に係る書類	○	
	措置法 44 の 4 ①表三	措置法令 28 の7 ⑤に規定する証明に係る書類	○	
商業施設等の特別償却	措置法 44 の 5 ①表二	措置法令 28 の 8②に規定する証明に係る書類	○	
	平成 18 年改正前の措置法 44 の 7 ①表四	平成 18 年改正前の措置法規則 20 の 12 ①又は②に規定する証明に係る書類		○
製造過程管理高度化設備等の特別償却	措置法 44 の 8 ①	措置法規則 20 の 9①に規定する証明に係る書類		○
医療用機器等の特別償却	措置法 45 の 2 ①二	措置法規則 20 の 17①に規定する書類の写し又は書類		○
	措置法 45 の 2 ④	措置法規則 20 の 17⑥に規定する書類		○
経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却	平成 17 年改正前の措置法 46①一	平成 17 年改正前の措置法令 29①に規定する証明書	○	
	平成 14 年改正前の措置法 46①一	平成 14 年改正前の措置法令 29①に規定する証明書	○	
		割増償却の対象とされる漁船が燃料の使用の合理化に著しく資するものに該当する場合は、平成 14 年改正前の措置法規則 20 の 17 に規定する書類の写し		○
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	措置法 46 の 2 ①	割増償却の対象とされる資産が車両及び運搬具に該当する場合は、措置法令 29 の 2②に規定する証明に係る書類	○	
		措置法令 29 の2 ⑨及び⑩に規定する証明に係る書類	○	

特別償却の種類	該当条項	必要とされる証明書等	保存要件	添付要件
	措置法 46 の 2 ②表一	措置法規則 20 の 18①に規定する書類		○
	措置法 46 の 2 ②表二から四まで	措置法規則 20 の 18②に規定する書類		○
	措置法 46 の 2 ②表五	措置法規則 20 の 18③に規定する書類		○
農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却	措置法 46 の 3 ①一	措置法規則 20 の 19①一に規定する書類		○
	措置法 46 の 3 ①二	措置法規則 20 の 19①二に規定する書類		○
	措置法 46 の 3①三	措置法規則 20 の 19①三に規定する書類		○
	措置法 46 の 3 ①四	措置法規則 20 の 19①四又は五に規定する書類		○
	措置法 46 の 3 ①一から四まで共通	措置法規則 20 の 19④に規定する書類（割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ）		○
	平成 18 年改正前の措置法 46 の 3 ①二	平成 18 年改正前の措置法規則 20 の 19④に規定する書類		○
		平成 18 年改正前の措置法規則 20 の 19⑤二に規定する書類（割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ）		○
	平成 16 年改正前の措置法 46 の 3 ①二	平成 16 年改正前の措置法規則 20 の 19⑤⑦に規定する書類		○
		平成 16 年改正前の措置法規則 20 の 19⑨二に規定する書類（割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ）		○
優良賃貸住宅等の割増償却等	措置法 47③	措置法規則 20 の 20②に規定する書類		○
	措置法 47⑤一	措置法規則 20 の 20③一に規定する書類の写し		○
	措置法 47⑤二	措置法規則 20 の 20③二に規定する書類の写し		○
	平成 18 年改正前の措置法 47①	措置法規則 20 の 20①に規定する申請書の写し及び書類の写し（割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ）		○
	平成 16 年改正前の措置法 47①二イ	平成 16 年改正前の措置法規則 20 の 20③に規定する書類の写し、確認通知書の写し及び検査済証の写し（割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ）		○
	平成 16 年改正前の措置法 47①二ロ	平成 16 年改正前の措置法規則 20 の 20④に規定する書類、確認通知書及び検査済証の写し並びに同項各号に定める書類（割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ）		○

特別償却の種類	該当条項	必要とされる証明書等	保存要件	添付要件
特定再開発建築物等の割増償却	措置法 47 の 2 ①	措置法規則20の21⑤に規定する書類(割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ)		○
倉庫用建物等の割増償却	措置法 48①	措置法規則 20 の 22⑤に規定する書類(割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ)		○

5　根拠条文

法 31、令 48、56～63、平成 16 年改正令附則 2、5、6、規則 9 の 3～21 の 3、耐用年数省令、措置法 42 の 5 ①、42 の 6 ①、42 の 7 ①、42 の 10①、42 の 11①、43～48、52 の 2、67 の 5、平成 18 年改正前の 67 の 8、措置法令 27 の 5～11、28～30、措置法規則 20 の 2～20 の 5 の 2、20 の 6～20 の 22、震災特例法 17、18、震災特例法令 15、16、震災特例法規則 8

別表十六(二)　「定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

1　この明細書の用途

⑴　この明細書は、減価償却資産について定率法により償却額を計算する場合に使用します。

この場合、措置法又は震災特例法による特別償却を行うものについて、この明細書により記載するほか所定の証明書等が必要とされることは、別表十六(一)の場合と同様です。

⑵　減価償却に関する明細書の提出について、令第 63 条第 2 項《減価償却に関する明細書の添付》の規定による合計表による場合にも、この表の書式により記載しますが、その記載に当たっては、「構造 2」から「事業の用に供した年月 4」まで、「残存価額 8」から「積立金の期中取崩額 11」まで、「損金に計上した当期償却額 13」から「前期から繰り越した償却不足額又は合併等特別償却不足額 15」まで、「耐用年数 17 」、「償却率 18 」、「翌期への繰越額の内訳」の「39」及び「40」の各欄の記載は必要ありません。

⑶　取得価額が 30 万円未満である資産について、措置法第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》及び平成 18 年改正前の措置法第 67 条の 8 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》の規定の適用を受ける場合の「備考」欄の記載事項等は、別表十六(一)の場合と同様です。

2　各欄の記載要領

この明細書は、おおむね別表十六(一)の各欄に準じて記載しますが、別表十六(一)の記載と特に異なる箇所は、「定率法による償却額計算の基礎となる額」の欄を記載するほか、次のとおりです。

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「改定帳簿価額 12」	⑴　当期前の各事業年度等において、減価償却資産につき令第 48 条第 6 項第 3 号ハ(以下「連結時価評価」といいます。)及び平成 18 年改正前の令第 48 条第 6 項第 6 号に規定する時価評価（以下「時価評価」といいます。）が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、この欄の上段に外書として、その減額された金額から連結時価評価及び時価評価が行われた事業年度等のこの明細書の「差引合計翌期への繰越額 35」の本書に記載された金額を控除した残額を△印を付して記載します。 ⑵　当期において、減価償却資産につき令第 48 条第 6 項第 3 号ロ若しくは平成 18 年改正前の令第 48 条第 6 項第 5 号に規定する民事再生等評価換え（以下「民事再生等評価換え」といいます。）又は非適格株式交換等時価評価が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、この欄の上段に外書として、その減額された金額から民事再生等評価換え又は非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度の直前の事業年度等のこの明細書の「差引合計翌期への繰越額 35」の本書に記載された金額を控除した残額を△印を付して記載します。	
「損金に計上した当期償却額 13」	令第 60 条の 2 《陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例》の規定の適用を受ける場合には、その陳腐化償却	この場合には、償却限度額の計算の明細を別紙

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
	限度額を外書きします。	に記載して添付してください。
「前期から繰り越した償却超過額 14」	⑴　法第 31 条第 5 項《減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法》に規定する減価償却資産について同項に規定する満たない部分の金額（以下「帳簿記載等差額」といいます。）がある場合には、それぞれ次の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において当該帳簿記載等差額をこの欄の上段に外書として記載します。 ①　適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下「適格組織再編成」といいます。）により移転を受けた減価償却資産……当該適格組織再編成の日の属する事業年度 ②　合併、分割、現物出資（適格合併、適格分割又は適格現物出資を除きます。以下「合併等」といいます。）により移転を受けた減価償却資産……当該合併等の日の属する事業年度 ③　民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産……当該民事再生等評価換えが行われた事業年度 ④　連結納税の開始又は連結納税への加入に当たり時価評価が行われたことにより帳簿価額が増額された減価償却資産……当該時価評価が行われた事業年度の翌事業年度 ⑤　非適格株式交換等時価評価が行われたことにより、帳簿価額が増額された減価償却資産……当該非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度 ⑵　前期の「差引合計翌期への繰越額 35」に外書の金額がある場合には、前期の「35」の本書の金額と外書の金額との合計額を記載します。	
「前期から繰り越した償却不足額又は合併等特別償却不足額 15」	前期以前から当期に繰り越した特別償却不足額又は適格組織再編成により移転を受けた特別償却対象資産に係る措置法第 52 条の 2 第 5 項に定める合併等特別償却不足額がある場合に記載します。	
「差引計 16」	「12」又は「14」の外書に記載された金額を含めて計算します。	
「償却率 18」	耐用年数省令別表第九に掲げる償却率（耐用年数省令第 4 条第 2 項《事業年度が 1 年未満の場合の償却率》の規定の適用を受ける場合には、減価償却資産の耐用年数に 12 を乗じ、これを当期の月数で除した耐用年数に対応する同条第 1 項に規定する定率法の償却率）を記載します。	この場合の月数は、暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。

3　付表の添付

別表十六(一)に同じ。

4　証明書等の添付

別表十六(一)に同じ。

5　根拠条文

別表十六(一)に同じ。

別表十六(五)　「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」

1　均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書

(1)　この明細書の用途

イ　この明細書は、令第 64 条第 1 項第 2 号《繰延資産の償却限度額》の規定により均等償却を行うこととされている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。

ロ　繰延資産の償却に関する明細書の提出について、令第 67 条第 2 項《繰延資産の償却に関する明細書の添付》の規定の適用を受けて、明細書の代わりに同項に規定する合計額を記載した書類による場合にも、この表の書式により記載しますが、その記載に当たっては、「支出した年月 2」、「償却期間の月数 4」及び「当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数 5」の各欄の記載は必要ありません。

(2)　各欄の記載要領

この明細書は、繰延資産の種類の区分ごとに、かつ、償却期間の異なるごとに別行に記載します。また、種類及び償却期間が同じであっても、当期に支出したものは別行で記載してください。

(注)　以下の表において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりです。

(1)　「評価換え等」とは、平成 18 年 10 月 1 日前に行う平成 18 年改正前の令第 64 条第 5 項第 3 号に規定する評価換え等及び同項第 4 号に規定する時価評価並びに平成 18 年 10 月 1 日以後に行う令第 48 条第 6 項第 3 号に規定する評価換え等をいいます。

(2)　「期中評価換え等」とは、平成 18 年 10 月 1 日前に行う平成 18 年改正前の令第 64 条第 5 項第 2 号に規定する会社更生等評価換え及び同項第 3 号に規定する民事再生等評価換え並びに平成 18 年 10 月 1 日以後に行う令第 48 条第 6 項第 4 号に規定する期中評価換え等をいいます。

(3)　「期末評価換え等」とは、平成 18 年 10 月 1 日前に行う平成 18 年改正前の令第 64 条第 5 項第 3 号に規定する評価換え等及び同項第 4 号に規定する時価評価のうち、同項第 2 号に規定する会社更生等評価換え及び同項第 3 号に規定する民事再生等評価換え以外のもの並びに平成 18 年 10 月 1 日以後に行う令第 48 条第 6 項第 3 号に規定する評価換え等のうち、同項第 4 号に規定する期中評価換え等以外のものをいいます。

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「繰延資産の種類 1」	例えば「公共的施設負担金」、「共同的施設負担金」、「建物賃借権利金」等のように、その支出の費目を記載します。	
「支出した年月 2」	当期の中途で支出した繰延資産となる費用について別行として記載する場合に、その支出した年月を記載します。	
「支出した金額 3」	繰延資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額又は減額された場合には、次に掲げる繰延資産の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において、この欄にその評価換え等の直後の帳簿価額を記載します。 (1)　当期前の各事業年度又は各連結事業年度（以下「事業年度等」といいます。）において、期末評価換え等が行われた繰延資産……当該期末評価換え等が行われた事業年度等後の各事業年度 (2)　当期以前の各事業年度等において期中評価換え等が	1　評価換え等に係るこの欄の記載は、次の場合に行います。 (1)　期末評価換え等が平成 16 年 4 月 1 日以後に行われた場合 (2)　期中評価換え等のうち、法第 25 条第 2 項若しくは法第 33 条

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
	行われた繰延資産……当該期中評価換え等が行われた事業年度等以後の各事業年度	第 2 項に規定する法律の規定に従って行う評価換え（同日前に会社更生法等の規定に従って評価換えがあった場合には、⑴によります。）又は民事再生等評価換えが平成 17 年 4 月 1 日以後に行われた場合 ⑶　期中評価換え等のうち非適格株式交換等時価評価が平成 18 年 10 月 1 日以後に行われた場合 2　評価換え等のうち連結時価評価又は時価評価に係るこの欄の記載は、平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度において行います。
「償却期間の月数 4」	⑴　その繰延資産の支出の効果の及ぶ期間の年数に 12 を乗じた月数を記載します。 ⑵　その繰延資産につき、評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額又は減額された場合には、次に掲げる各事業年度において、それぞれ次の月数を記載します。 イ　期末評価換え等が行われた事業年度等後の各事業年度……償却期間のうち期末評価換え等が行われた事業年度等終了の日後の期間の月数 ロ　期中評価換え等が行われた事業年度等以後の各事業年度……償却期間のうち期中評価換え等が行われた事業年度等開始の日（当該事業年度等がその繰延資産となる費用の支出をする日の属する事業年度等である場合には同日とし、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下「適格組織再編成」といいます。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人から引継ぎを受けた日の属する事業年度等である場合にはその適格組織再編成の日）以後の期間の月数	支出の効果の及ぶ期間に 1 年未満の端数がある場合には、その 1 年未満の端数は切り捨てます。
「当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数 5」	⑴　当期中のその繰延資産の償却期間の月数（当期が支出した事業年度であるときは、支出した月から当期末までの月数とし、1 月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
	⑵　適格組織再編成により引継ぎを受けた繰延資産について当該適格組織再編成の日の属する事業年度の償却限度額を計算する場合には、当該適格組織再編成の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を記載します。 ⑶　期末評価換え等が行われた事業年度等後の各事業年度においては、「４」に記載した償却期間のうち当期に含まれる期間の月数を記載します。 ⑷　期中評価換え等が行われた事業年度等以後の各事業年度においては、「４」に記載した償却期間のうち当期に含まれる期間の月数を記載します。	
「前期からの繰越額 10」	法第 32 条第 7 項《繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法》に規定する繰延資産について同項に規定する満たない部分の金額（以下「帳簿記載等差額」といいます。）がある場合には、それぞれ次の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において当該帳簿記載等差額をこの欄の上段に外書として記載します。 ⑴　適格組織再編成により移転を受けた繰延資産……当該適格組織再編成の日の属する事業年度 ⑵　合併、分割、現物出資（適格合併、適格分割又は適格現物出資を除きます。以下「合併等」といいます。）により移転を受けた繰延資産……当該合併等の日の属する事業年度 ⑶　民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産……当該民事再生等評価換えが行われた事業年度 ⑷　連結納税の開始又は連結納税への加入に当たり時価評価が行われたことにより帳簿価額が増額された繰延資産……当該時価評価が行われた事業年度の翌事業年度 ⑸　非適格株式交換等時価評価が行われたことにより帳簿価額が増額された繰延資産……当該非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度	
「同上のうち当期損金認容額 11」	当期において償却不足額がある場合において、前期から繰り越された償却超過額があるときは、その償却超過額の範囲内でその償却不足額に達するまでは損金に認容されますから、その認容される金額を記載します。 「10」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。	
「翌期への繰越額 12」	「10」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。	

⑶　根拠条文

法 32、令 64～67、平成 17 年改正令附則 2、7、平成 18 年改正令附則 1 一

２　一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

⑴　この明細書の用途

この明細書の用途は、令第 64 条第 1 項第 1 号《創業費等の償却》又は平成 17 年改正前の措置法第 52 条《鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却》若しくは平成 17 年改正前の措置法第 68 条の 39《鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却》の規定により一時に償却ができることとされている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。

⑵　各欄の記載要領

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「前期までに償却した金額 15」	当期前の各事業年度等において、期末評価換え等が行われた繰延資産又は当期以前の各事業年度等において期中評価換え等が行われた繰延資産にあっては、当該期末評価換え等又は期中評価換え等によりその帳簿価額が減額された金額を、この欄の上段に外書として記載します。	
「期末現在の帳簿価額 17」	「15」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。	

⑶　根拠条文

法 32、令 64、平成 17 年改正前の措置法 52、68 の 39

別表十六(六)　「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書」

1　この明細書の用途

この明細書は、青色申告書を提出する中小企業者又は農業協同組合等で、措置法第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》の規定の適用を受ける場合に使用します。

なお、この明細書に記載する少額減価償却資産の取得価額の合計額は 300 万円を超えることはできません。したがって、少額減価償却資産の取得価額の合計額が 300 万円（当該事業年度が 1 年に満たない場合には 300 万円を 12 で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額）に達するまでの少額減価償却資産を記載していき、その取得価額の合計額が当該 300 万円を超えないようにしてください。

㈱　資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、ご注意ください（次表の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。）。

中　小　企　業　者　の　判　定

発行済株式又は出資の総数又は総額		a		大規模法人の株式数等の明細	順位	大規模法人名		株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数		b	人		1		g	
大規模法人の株式数等の保有割合	第1順位の株式数又は出資金の額 (g)	c					h	
	保有割合 (c)/(a)	d	%				i	
	大規模法人合計の株式数又は出資金の額 (k)	e					j	
	保有割合 (e)/(a)	f	%		計 (g)+(h)+(i)+(j)		k	

この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。

1　「保有割合 d」が 50%以上となる場合又は「保有割合 f」が 3 分の 2（66.666%）以上となる場合には、この法人税額の特別控除の規定の適用はありませんのでご注意ください。

2　「大規模法人の保有する株式数等の明細 g ～ k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

なお、平成 18 年 4 月 1 日前に取得等をした少額減価償却資産について、平成 18 年改正前の措置法第 67 条の 8 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》の規定の適用を受ける場合には、この明細書の記載は要しませんのでご注意ください。

㈱　この場合には、別表十六(一)又は別表十六(二)の「備考」欄に次の事項を記載して提出することにより少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の確定申告書等への添付に代えることができます。

また、別途、当該少額減価償却資産の明細を保管しておく必要があります。

①　取得価額 30 万円未満の減価償却資産について平成 18 年改正前の措置法第 67 条の 8 を適用していること。

②　適用した減価償却資産の取得価額の合計額は、○○○円であること。

③　適用した減価償却資産の明細は、別途保管していること。

㈱　例えば、「取得価額 30 万円未満の減価償却資産について平成 18 年改正前の措置法第 67 条の 8 の規定を適用している。また、適用した減価償却資産の取得価額の合計額は○○○円であり、その明細は別途保管

している。」などのように記載します。

2　各欄の記載要領

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「種類１」、「構造２」及び「細目３」	耐用年数省令別表第一から別表第八までに定める種類、構造及び細目に従って記載しますが、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を「構造２」に記載してください。	
「事業の用に供した年月４」	当期の中途で事業の用に供した資産について、その事業の用に供した年月を記載します。	
「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額６」	法第 42 条から第 49 条まで(圧縮記帳)の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載します。	
「当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額８」	各「７」欄の合計額を記載します。	

3　根拠条文

措置法 67 の 5、平成 18 年改正前の措置法 67 の 8、措置法令 39 の 28、平成 18 年改正前の措置法令 39 の 29

別表十六(七)　「一括償却資産の損金算入に関する明細書」

1　この明細書の用途

この明細書は、法人が一括償却資産について令第 133 条の 2 《一括償却資産の損金算入》の規定により損金算入額等の計算を行うときに使用します。

2　各欄の記載要領

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「事業の用に供した事業年度又は連結事業年度 1 」	一括償却資産を事業の用に供した事業年度又は連結事業年度を、左の欄から早い順に記載します。	
「同上の事業年度又は連結事業年度において事業の用に供した一括償却資産の取得価額の合計額 2 」	事業の用に供した一括償却資産の取得価額の合計額(以下「一括償却対象額」といいます。) を記載します。	法人が事業の用に供した取得価額が 20 万円未満の減価償却資産のうち、どの減価償却資産を一括償却の対象にするかは、法人の選択によります。 なお、一括償却の対象とする場合には、一括償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度の確定申告書又は中間申告書（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、連結確定申告書又は連結中間申告書）に一括償却対象額の記載があり、かつ、その計算に関する書類を保存していることが必要です。
「当期の月数 3 」	⑴　当期の月数を記載します。 なお、仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合には、一括償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度においては6月ではなくその事業年度の月数を記載し、翌事業年度以後の事業年度においては 6 月と記載します。 ⑵　適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下「適格組織再編成」といいます。）により引継ぎを受けた一括償却資産について当該適格組織再編成の日の属する事業年度の損金算入限度額を計算する場合は、当該適格組織再編成の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を記載します。	事業の用に供した日以後の月数ではありません。
「当期損金算入額 5 」	一括償却対象額につき当期において損金経理をした金額を記載します。	
「前期からの繰越額 8 」	前期のこの明細書の「翌期への繰越額 10」の金額を記載します。	

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「同上のうち当期損金認容額９」	当期に損金算入不足額がある場合において、前期から繰り越された損金算入限度超過額があるときは、その損金算入不足額に達するまでは損金に認容されますから、その認容される金額を記載します。	

3　根拠条文

令 133 の 2

別表十六(八)　「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」

1　この明細書の用途

この明細書の「１」から「20」までの各欄は、法人が措置法第 52 条の 3 《準備金方式による特別償却》、平成 13 年改正前の措置法第 52 条の 3《準備金方式による特別償却》又は平成 13 年改正法附則第 20 条《準備金方式による特別償却に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合に使用します。

2　記載の手順

この明細書を記載する場合には、その記載に先立って別表十六(一)から別表十六(四)までの記載をし、特別償却限度額を計算する必要があります。

この明細書の記載に当たっては、その特別償却の規定の適用を受ける各特別償却対象資産別に「１」から「27」までの各欄を記載します。

なお、平成 13 年改正法附則第 20 条の規定の適用を受ける場合には、「平成 13 年改正法附則第 20 条の規定の適用を受ける場合の益金算入額の計算」の各欄を記載します。

3　各欄の記載要領

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
「当期積立額７」	当期において特別償却準備金として積み立てた金額を記載します。	税効果会計を採用している場合には、その特別償却準備金に係る税効果相当額の金額を含めた金額を記載してください。
「当期の特別償却限度額８」	別表十六(一)から別表十六(四)までの「特別償却限度額」の外書の金額をその特別償却の種類ごとに合計した金額を記載します。	
「前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額９」	前期分のこの表の「差引翌期への繰越額 16」の金額又は適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下「適格合併等」といいます。)により移転を受けた特別償却対象資産に係る措置法第 52 条の 3 第 3 項に定める合併等特別償却準備金積立不足額の金額を記載します。	
「当期において切り捨てる積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額 15」	当期の末日以前1年以内に開始した事業年度前の事業年度又は連結事業年度において生じた積立不足額又は適格合併等により移転を受けた特別償却対象資産に係る措置法第 52 条の 3 第 3 項に定める合併等特別償却準備金積立不足額で当期末までに積立ての対象とされなかった金額を記載します。	
「合併等特別償却準備金積立不足額 20」	適格合併等により移転を行った特別償却対象資産に係る措置法第 52 条の 3 第 3 項に定める合併等特別償却準備金積立不足額の金額を記載します。	
「期首特別償却準備金の金額 23」	前期分のこの表の「期末特別償却準備金の金額 27」の金額を積立事業年度別及び特別償却対象資産別に記載します。	
「均等益金算入による場合 (22)×84、60又は対応年数×	当期分以外の積立事業年度につき、次により記載します。 (1)「(22)×84、60又は（耐用年数×12）」の分子の空欄には、	

欄	記　載　要　領	注　意　事　項
$\frac{}{12}$ 24」	当期の月数（暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。）を記載します。 (2)　「(22)×$\frac{}{84、60又は（耐用年数×12）}$」の分母は、特別償却対象資産の法定耐用年数の区分に応じ、それぞれ次によります。 （法定耐用年数）　　（分母の月数） イ　2 年……24 ロ　3 年……36 ハ　4 年……48 ニ　5 年、6 年、7 年、 8 年又は 9 年……60 ホ　10 年以上 ……84 (3)　個々の特別償却対象資産ごとに計算された益金算入額が期首特別償却準備金の金額（措置法第 52 条の 3 第 6 項第 3 号による益金算入額がある場合又は平成 13 年改正前の措置法第 52 条の 3 第 5 項第 2 号による益金算入額がある場合には、それぞれの益金算入額を控除した金額とします。）を超える場合には、その期首特別償却準備金の金額を記載します。	
「積立事業年度」	その積立てが最も古い事業年度又は連結事業年度から順次記載します。	
「期首現在の準備金額 29」	前期分のこの表の「翌期繰越額 32」の金額を積立事業年度ごとに記載します。	
「均等取崩しによる場合 (28)×$\frac{}{84}$ 30」	(1)　「(28)×$\frac{}{84}$」の分子の空欄には、当期の月数（暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。）を記載します。 (2)　積立事業年度ごとに計算された益金算入額が期首現在の準備金額（平成 13 年改正前の措置法第 52 条の 3 第 5 項第 2 号による益金算入額がある場合には、その益金算入額を控除した金額とします。）を超える場合には、その期首現在の準備金額を記載します。	
「(30)以外の場合 31」	当期において準備金を目的外に取り崩した場合に、その取り崩した金額を積立事業年度の最も古い事業年度又は連結事業年度の期首現在の準備金額からまず取り崩したものとして順次記載します。	

4　添付書類

措置法の規定による特別償却の規定の適用に代えて特別償却準備金として積み立てた場合には、特別償却限度額の計算に関する付表の添付が必要です。

5　根拠条文

措置法 52 の 3、平成 13 年改正措置法附則 20、平成 13 年改正前の措置法 52 の 3

別表十八　「法第七十一条第一項の規定による予定申告書」

1　この表の用途

この表は、普通法人が中間申告をする場合に使用します。

2　各欄の記載要領

欄		記　載　要　領	注　意　事　項
「税務署処理欄」			記載しないでください。
「修正・更正・決定の年月日」		当期開始の日以後6月を経過した日の前日までに最後に修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定の通知のあった日を記載します。	
「前事業年度の法人税額」の各欄	「法人税額」	前期の別表一(一)の「13」の金額を記載します。 ㈱　前期が連結事業年度に該当する場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次によります。 ①　連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除きます。）の場合……「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の「12」の金額を記載します。 ②　連結親法人が特定の医療法人の場合……「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の「10」の金額を記載します。	
	「同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額」	⑴　前期に措置法第62条第1項に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、前期の別表一(一)の「10」の外書の金額を加えた金額を記載します。 ⑵　前期が、法第4条の5第1項《連結納税の承認の取消し等》の規定により法第4条の2《連結納税義務者》の承認を取り消された日の前日を含む事業年度で、措置法第42条の4第10項《連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額》等の規定の適用により前期の法人税額に加算した金額がある場合には、前期の別表一(一)の「5」に記載した当該金額も含めて記載します。 ㈱　前期が連結事業年度に該当する場合には、上記に準じて前期の個別帰属額の届出書の該当欄の金額を記載します。	
「月数換算」		「同上の税額×$\frac{6}{\quad}$」の分母の空欄には、前期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	

㈱　法第71条第2項又は第3項《中間申告》の規定の適用を受ける場合には、被合併法人名、適格合併の日、合併の日の前日の属する被合併法人の事業年度又は連結事業年度、同条第2項第1号若しくは第2号又は第3項に規定する被合併法人の確定法人税額等を別紙に記載して添付してください。

3　根拠条文

法71、145、規則31